

日 時：平成30年5月31日（木）13:32～16:40

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

# 水産政策審議会資源管理分科会 第88回議事録

## 水産政策審議会第88回資源管理分科会

### 1 開 会

日 時：平成30年5月31日（木）13:32～16:40

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	亀谷 寿朗	嘉山 定晃	田中 栄次	東村 玲子
	南山 金光	柳内 克之	山川 卓	山本 勇	

特別委員	井本 慶子	小杉 和美	菅原 美徳	津田 幸喜	東岡 保
	船本 源司	三國 優	柳川 延之	山内 愛子	山下 久弥
	若狭 信幸				

### 3 水産庁側出席者

山口水産庁次長 矢花政策統括官付参事官 藤田企画課長 中管理課長 廣野漁業調整課長  
高瀬漁場資源課長 黒萩栽培養殖課長 大久保水産業体質強化推進室長 岩本資源管理推進室長  
斎藤沿岸・遊漁室長 高屋捕鯨室長 福田国際課付調査官 中奥内水面漁業振興室長  
魚谷生態系保全室長

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第297号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
	諮問第298号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について	21
	諮問第299号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について	23
	諮問第300号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	14
	【審議事項】	
	平成30年漁獲可能量留保枠の配分について	28
	【報告事項】	
	(1) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	30
	(2) 第一種特定海洋生物資源の採捕数量について	32
	(3) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	32
	(4) 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則（案）について	33
	(5) 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律第5条第1項の規定に基づく鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針の制定について	34
	【その他】	
3	閉 会	

○管理課長 皆さん、こんにちは。予定の時刻となりましたので、ただ今から第88回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の中と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられません。ご発言の際には、事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただき、それからご発言をお願ひいたします。

それでは、委員の出席状況について、ご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中9名、全員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は16名中11名の方がご出席されております。

皆様お気づきのとおり、本日の資源管理分科会におきましては、紙のかわりにノートパソコンにて資料を御覧いただく形にしております。画面情報の資料番号のタブ、画面見ただいて、上の方に資料の名前等が出ていると思うんですけども、資料1、2、3、4、5と、左からタブが出ておると思いますが、あと、右の方にページを、3ページ、4ページ、5ページといった、指でも動きますし、席上に配付しておりますこういうペンでも動きますが、ペンを使うときにはその先の方についておりますボタンを1回押していただくと動くようになっております。

ただし、先ほど確認しましたが、メモを書くためには使えない、指で押すかわりにしか使えないということでございますので、はっきり言って、指の方が早いかなというふうなところではございますけれども、徐々にこの運用は改善していきたいと思っております。将来的には紙なしで、これだけで資料を見ていただくというふうな形にもなっていくかと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、今日も練習のつもりで慣れていただければというふうに思います。

なお、動かない等ございましたら、事務局が後ろで控えておりましてサポートをさせていただきますので、遠慮なくお声がけいただければというふうに思います。

あと、どうしても資料がそのまま見られないとき、壇上のスクリーン、こちら側、サイドの方見えにくいかもしれませんが、こちらでも一応、スクリーン用意しておりますので、こちらの方も御覧いただければというふうに思います。

では、次に、机上の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、資料一覧、資源管理分科会委員名簿、ノートパソコンの使用法でございます。資料は以上となりますが、漏れ等ございましたら、これもまた遠慮なく周りの事務方にお声がけいただければというふうに思います。

それでは、報道関係の方のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方

はここでご退席を願います。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 皆様、本日はご多用の中、ご参集くださいます、ありがとうございます。

ペーパーレス化ということで、なかなか慣れない面もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

では、早速ですけれども、座って議事を進めさせていただきます。

本日は、諮問事項が4件、審議事項が1件、報告事項が5件でございます。非常に議事内容が多くございますので、皆様、よろしくご協力くださいますよう、お願いいたします。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、諮問第297号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございますけれども、ご検討いただく内容は、29年漁期、今漁期のマサバ及びゴマサバの都道府県別に定める数量の変更、それから、30年漁期のサンマ、そしてマサバ及びゴマサバ、ズワイガニのTAC並びに配分の設定等について、諮問第300号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございますけれども、ご検討いただく内容は30年度漁期のクロマグロの都道府県別に定める数量の設定等についてということでございます。内容が多岐にわたっておりますので、一つ一つ審議を進めたいと思います。よろしく願いいたします。

まず最初に、29年漁期、今漁期のマサバ及びゴマサバの都道府県別に定める数量の変更について、事務局から資料の説明を、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 水産庁管理課資源管理推進室長の岩本でございます。よろしく願いいたします。

まず、お手元の資料2、御覧いただけますでしょうか。こちらが諮問内容となっております。まず、私の方から諮問文を朗読させていただきます。なお、諮問文につきましては、本日施行しておりますので日付は空欄となっておりますが、31日付となります。

30水管第447号

平成30年5月31日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第297号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2の別紙としまして、基本計画の変更案を新旧対照表で示しております。

続けて、29年漁期におけるマサバ及びゴマサバの都道府県別に定める数量の変更について、19ページからの資料2-1を用いて説明いたします。

20ページの平成29年漁獲可能量の知事管理分のうち、オレンジで示しました部分を御覧ください。

三重県と宮崎県との間、鹿児島県と島根県との間で数量の移譲について協議が調ったため、本基本計画で定めた数量を変更するものです。

魚群の来遊状況に応じた数量調整としては、これまでTAC改定等で対応してきたところではありますが、今回はABCの範囲内でTACを設定するとする基本的な考え方により忠実な形となっております。関係者の皆様の理解と努力に感謝をいたします。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明について、何かご質問等は、ございますでしょうか。

皆様、資料の方はおわかりになりますでしょうか。20ページということだそうですけども。

では、特にご意見等ございませんようですので、ないようでしたら、マサバ及びゴマサバの都道府県別に定める数量の変更については原案どおり承認をしていただいたということよろしいでしょうか。

特に異議はございませんので、そのように決定いたします。

次に、サンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニの30年TAC並びに配分の設定でございますけれども、資源状況及びTAC並びに配分設定の考え方について、事務局から続けてご説明いただいて、その後に質疑応答を行うという形を魚種ごとに進めてまいりたいと思います。

では、まず初めに、サンマの資源状況及び30年漁期のT A C並びに配分設定の考え方について、事務局より説明を、よろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 水産庁漁場資源課長の高瀬です。よろしくお願ひいたします。

資料の23ページを御覧ください。右肩に資料2-3というふうに書かれておりました、サンマの写真が載っております。ここからがサンマの資源評価結果の資料となります。

その次のページの24ページにサンマ資源の生物的な情報と分布についての図が載っております。

その次の25ページを御覧いただきますと、各国の漁獲量と日本の漁獲量のグラフが出ております。1990年代の後半から外国船による漁獲が増えてきておりました、近年では日本の漁獲を上回るような外国船の漁獲があります。特に多いのは台湾の漁獲で、ほぼ日本と匹敵するぐらいの漁獲があります。

これらを踏まえて、N P F C、北太平洋漁業委員会において資源評価を行っております。資源評価について、26ページに資料がございます。使用しているデータは各国の標準化されたC P U E、それから、我が国の分布調査のデータを使用しております、余剰生産モデルというもので評価をしております。

その結果が27ページに出ております。申し忘れてましたが、今年度については、昨年行われた科学委員会での資源評価結果を用いて、それをもって評価の結果としておりますが、いわゆる、神戸チャートと呼ばれるものでして、右下の緑色の枠の中におさまっていれば資源としては健全とされております。

少し見えにくいんですが、右下の緑の枠の左の方に黒い丸があると思うんですけども、これが2017年度の評価結果でありまして、日・中・台で多少の差異はありますけれども、資源量としてはM S Y水準を上回っているということで一致をしております。

1年たっておりますので、今は2016年以降のデータを追加して更新の作業を行っているところであります。

次の28ページを御覧ください。資源評価のポイントですが、資源水準としては、資源量指標値、先ほど申し上げました資源標準化C P U Eの平均プラスマイナス標準偏差ということで、資源水準としては中位、それから、資源動向、過去の5年の分布量の推移で判断をしておりますけれども、動向としては減少という評価をしております。

次のページを御覧ください。管理方策ですが、N P F C条約上、最大持続生産量を実現することができる水準に資源を維持することとされております。資源の状態は先ほど申し上げたとおりでございます。

管理措置として、2017年7月にN P F Cの本委員会が開催されておりますけれども、遠洋漁業国地域による許可隻数の増加の禁止というものが合意をされております。他方で、数量規制の合意には至っていないという状況でございます。

私からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

○資源管理推進室長 続けて私から、30年漁期のサンマTAC案について、93ページからの資料2-4を用いて説明をいたします。なお、21ページから22ページの資料2-2につきましては、今回諮問するサンマ、マサバ、ゴマサバ、ズワイガニのTAC案、また、配分案などを反映しました総括表となっております。これから個別に説明を行いますので、この資料につきましてはの説明は割愛させていただきたいと考えております。

それでは、93ページ、備考欄を御覧ください。TAC設定の考え方の説明に入ります。

サンマにつきましては、NPFC、北太平洋漁業委員会におきまして国際管理体制の構築に向け議論が開始されたことなどを理由としまして、平成28年以降、ABCの算定は行ってはおりません。NPFCにおける資源状況をめぐる議論については、先ほど資源課長からも説明があったところですが、2015年の資源量が適正な水準であったこと、これについてはメンバー間で意見が一致しているところがございますが、TACの基礎となり得る数値はないというふうな状況になっております。

このような状況の中、中期的管理方針に記載されております将来に向けて安定的な供給を確保する、こういった観点に立ちまして、TACは前年と同量にしたいというふうに考えております。

また、94ページは配分案となっております。第74回の資源管理分科会で承認をいただきましたTACの配分試案の見直しについて、これに基づいて過去3年の漁獲実績を用いることを基本としつつ、関係業界の合意がある場合にはそれを尊重して配分をしております。

このTAC案につきましては、4月24日に東京におきまして公開の意見交換を開催しまして、出席された方々からはNPFCとの関連で提案がございましたけれども、TACの数量についての特段の議論はございませんでした。

また、パブリックコメントを募りましたところ、漁獲量の減少に対応するためTACをもっと減らすべきではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、先ほど説明しましたTAC設定の考え方が回答になるというふうに考えてございます。

また、サンマの資源につきましては、近年、減少傾向にあり、その要因は様々考えられますが、主たるものは海洋環境の変動であるというふうに考えてございます。このため、まずは海洋環境のモニターや資源調査を通じた変動要因の把握は適切な資源管理のために重要であると考えております。

このほか、外国漁船の漁獲による影響も無視できないということもあるため、調査等の成果をもとに、近隣諸国にも資源管理を求めていく必要があるというふうに考えてございます。

サンマにつきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。

特にございませんようでしたら、サンマの30年漁期TAC並びに配分については、原案どおり承認をしていただいたということによりよろしいでしょうか。



(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マサバ及びゴマサバの資源状況及び30年漁期のT A C並びに配分設定の考え方について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 それでは、資料の30ページを御覧ください。複数系群になりますので、少しまとめて、簡単にご説明をするようにしたいと思います。

まず、マサバの太平洋系群ですが、31ページは生物学的情報ですので飛ばしまして、32ページを御覧ください。漁獲の動向です。皆さんご存じのとおりかと思えます。80年代に大きく減少をして低迷をしておりましたが、最近、漁獲量が増えてきているという状況で、それから、中国が漁獲をするようになったということです。

2016年の漁獲量は、日本33万トン、中国が、はっきりしないところも、明確ではないところがありますけれども、14万トンということになっております。それから、ロシアが0.9万トンで計47.9万トンであります。

次のページの資源の動向ですが、資源量としては最近大きく増えておりまして、これは2013年ですか、卓越年級群に支えられて資源量が増えてきているということです。資源量としては、今、235万トン、それから、資源の水準としては中位というふうに判断をしております。

次の34ページを御覧いただきますと、親魚量と再生産成功率の関係ですけれども、先ほど言いましたように、2013年、再生産成功率のところで大きく飛び出しているところがありますけれども、これが2013年の卓越年級群ということになります。

親魚量としては、2016年72万トンでありまして、この値以下では加入量の変動が大きくなる、不安定になる水準ということで、Blimitとして45万トンを設定しておりますが、2017年の親魚尾数はBlimitを上回っているという状況です。

資源評価のまとめとしましては、次の35ページにありますけれども、一番下を見ていただきますと、2016年の親魚量71.6万トンでBlimitを上回っているということから資源水準は中位、親魚量の推移から動向は増加というふうに判断をしました。

2018年のA B C表として次の36ページに候補を載せておりますが、親魚量の増大を目指す場合、それから親魚量の維持を目指す場合、それから現状の漁獲圧を維持する場合、それぞれ計算の結果を載せておりますが、この結果によれば、いずれの値をとっても2023年にBlimitを維持する確率、非常に高い確率で維持されるということが示されております。

続いて、マサバ対馬暖流系群です。これも少し、38ページ飛ばして39ページを御覧ください。漁獲の動向ですが、近年、韓国と日本でほぼ半々ずつぐらいの漁獲量、10万トンずつぐらいを獲っているという状況でありまして、2016年、計22万8,000トンを漁獲しております。

資源の動向、40ページを御覧ください。親魚量としては90年代後半から徐々に下がって、今、少しまた増えてきているという状況です。

次の41ページを御覧ください。ちょっとわかりにくいですが、親魚量じゃなくて資源量です、資源量と資源量に対する漁獲の割合というものを示したものでして、最近、資源量は少し増えておりますけれども、ほぼ、90年代後半から、変動はありますけれども、ほぼ一定しております、これらを踏まえて資源評価のまとめとしまして、42ページに書いてありますけれども、2014年以降は高い加入量に支えられて、資源量60万トン前後まで増えてきております。

2016年の親魚量は22万トンということでありまして、Blimitを少し下回っている状況であります。これらから親魚量の水準は低位で、動向は増加というふうな判断をいたしました。

43ページを御覧ください。ABC表ですが、これは親魚量の増大とBlimitを少し下回っているということで、現状の漁獲圧の維持に加えて親魚量を回復させるためのシナリオというものと、それから、親魚量の維持という、この4種類で計算をしております。

次に、ゴマサバに移りまして、ゴマサバの太平洋系群、44ページからになります。

46ページを御覧いただきますと漁獲の動向、一時、90年代から増えていたんですけども、これも変動しながら最近では減ってきているという状況でありまして、2016年の親魚量は4万5,000トンということです。

47ページの資源の動向を御覧いただきますと、資源量、2000年代から高位を維持していたんですけども、2010年ごろから資源量としては減少しております。

次の48ページを御覧いただきますと、再生産成功率を見ていただきますと、2000年代の初めごろから低迷をしているということで、親魚量も、最近、傾向としては減少しているという状況であります。

これらを踏まえて、2016年の親魚量12.5万トンでBlimitは上回っているんですけども、ですので、資源の水準としては中位ですけれども、動向としては減少というふうに判断をしました。

50ページにABC表を載せております。これも親魚量を増大させる場合、それから、現状の漁獲圧を維持する場合、それから、親魚量をBlimit以上で維持して漁獲量の増加を図る場合の3種類で計算をしております。

それから、最後になりますけれども、ゴマサバの東シナ海系群です。これは53ページに漁獲の動向を載せております。割と安定はしていると思いますが、少しずつ傾向としては減っているのかなという感じですね。2016年の漁獲量は5万7,000トンであります。

54ページに資源の動向を載せておりますけれども、中位で、資源量としては高位から中位になって、比較的安定はしているということでもあります。

55ページに親魚量と再生産成功率の推移も載せております。これも変動はありますけれども、変動しながらもある水準は維持しているということかと思えます。

これらを踏まえて、資源の評価としては、2016年の親魚量はBlimit3万3,000トンを上回る4万7,000トンでありまして、資源水準としては中位で、動向としても横ばいという

判断をしました。

57ページにABC表を載せておりました、親魚量を増大させる場合と親魚量を維持させる場合、それから、現状の漁獲量の維持を図る場合とでそれぞれシナリオを示しております。

説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、30年漁期のマサバ及びゴマサバのTAC案につきまして、95ページからの資料2-5を用いて説明をいたします。

まず、96ページの資源評価結果を御覧いただきたいと思います。

系群ごとに中期的管理方針に合致すると判断された漁獲シナリオと、これに基づき算定されたABCが記載されております。これらの中で、我々としては、黄色ハイライトで示しました数値を採用することとしたいというふうに考えております。

95ページの備考欄のTAC設定の考え方に移ります。ABCの採用についての考え方は前ページで説明したとおりでございます。これに加えて、マサバ対馬暖流系群、ゴマサバ東シナ海系群につきましては、他国EEZにまたがって生息する系群でありますことから、過去の実績に基づきまして日本のEEZ内分を算出いたしました。これらの合計の数値であります81.2万トンとしたいというふうに考えております。

次に、配分の考え方を説明させていただきたいと思います。97ページを御覧ください。

30年漁期からの試みといたしまして、TACの1割を留保枠、また、当初配分につきましては9割としまして、従来と同様に、過去3カ年の漁獲実績に基づいて大中型まき網漁業及び都道府県への配分をいたしたいと考えております。

来遊状況に応じまして不足が生じた場合には留保枠からの配分をいたしますが、再評価前には全ての留保枠を放出することとはしないで、少なくとも2割程度は残しておきたいと思います。

また、資源量が少ない系群、マサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群でございますが、これにつきましては漁獲しております都道府県への再配分量の総計につきましては、留保枠に占める当該系群相当量、具体的に言いますと2万900トンです、これ以内としたいと考えております。なお、この場合におきましても再評価前には少なくとも2割程度残しておきたいというふうに考えております。

サバ類、また、マイワシ類につきましては、各系群のABCの合計TACとしておるところでございますけれども、系群の資源状況に留意した管理を進めていきたいというふうに考えておまして、まずは、留保枠の配分につきましては系群に留保したものというふうな形をとらせていただいております。

今述べました考え方にに基づきまして、配分されました大中型まき網漁業と都道府県の数値につきましては、98ページに示したものとなっております。

このTAC案の配分の考え方につきましては、4月24日に東京におきまして公開の意見交換会を開催いたしまして、出席された方々からは、浮き魚は分布の変動が激しいため、

現在の配分基準だと現場の実態に追いついていない、留保枠につきましては、よい解決策であるが、配分基準の見直しも将来、検討してほしいという意見をいただいております。

数量に直接影響する話ですので、関係する漁業団体、または都道府県の意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

また、パブリックコメントを募りましたところ、保護を図るのが適切であり、前年維持もしくは減少の設定とすべきではないかという意見をいただいております。これにつきましては、国立研究開発法人水産研究・教育機構が資源水準や動向を踏まえ算定しましたABCの範囲内で海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画に定められた中期的管理方針にも照らしてTACを設定しており、対象資源の持続的利用を確保できる水準となっていると考えております。

サバについては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にございませんようですので、マサバ及びゴマサバの30年漁期TAC並びに配分については、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、ズワイガニの資源状況及び30年漁期のTAC並びに配分の考え方について、事務局からご説明を、よろしくお願ひいたします

○漁場資源課長 それでは、ズワイガニの資源評価結果をご説明します。これも5系群ありますので、なるべく簡単に説明いたします。

58ページからがズワイガニの資源評価結果になります。

59ページ飛ばしていただきまして、まず、ズワイガニ日本海系群のA海域ですが、60ページの漁獲の動向を御覧ください。70年代からずっと減っていて、80年代後半ぐらいから緩やかに増減はして、最近また減ってきているということで、韓国も漁獲をしているということで、2016年は日本が2.2万トン、韓国1.6万トン程度であります。

61ページの資源の動向を御覧ください。ズワイガニ、先ほどのサバのように再生産関係というのがわかっておりませんので、資源の動向などCPEなどから出していくわけですけれども、高位、中位、低位と3つに分けて、今は資源の動向としては中位ということ。

62ページを御覧いただきますと、資源量、この黒い丸ですけれども、増減はしているんですけれども、最近、資源量にかかわらず漁獲割合はほぼ一定という状況です。

63ページですけれども、資源の動向としてはBlimitを上回っているということで、64ページのまとめですけれども、資源の水準としては中位で、動向としても横ばいという判断をしております。

65ページのABC表ですけれども、いずれのシナリオも、2022年の漁期のBlimitの維持という点では高い確率で見込めるということであります。

次に、66ページ、日本海系群、B海域です。68ページの漁獲の動向ですけれども、60年代から、これも増減しながら徐々に減ってきているという状況であります。

資源の動向、69ページですが、資源の動向としては、これは過去5年の平均を毎年出しているわけですけれども、増減しながら動向としては上がってきておりまして、今の水準としては高位ということになります。

70ページを見ていただきますと、資源量は増減しつつ漁獲割合はほぼ一定というところでありまして、資源評価としては高位であって、資源動向としては横ばいと判断しております。ABC表72ページに載せております。

次に、73ページの北海道西部系群です。75ページに漁獲の動向を載せておりますけれども、これも減少しながらほぼ安定しているというところでありまして、資源の動向、76ページに水域ごとに載せておりますけれども、増減はしていますけれども、ほぼ高位と中位の間にはあるということで、水準としては中位、動向としては横ばいというふうに判断しております。

次に、オホーツク海系群、79ページからですけれども、81ページの漁獲の動向を見ていただきますと、一時大きく減っておりまして、また最近、増加をしてきているということで、2016年の漁獲量は885トンということです。

資源の動向もそれを反映して、最近、低位から中位になっております。

この分布密度を83ページに出しておりますけれども、分布密度というのは下がってきておりまして、これから、資源水準としては中位ですけれども、動向としては減少というふうに判断しております。

次に、86ページから太平洋北部系群であります。漁獲の動向88ページにありますけれども、主に福島県沖で漁獲をされていたということがありまして、最近、大きく漁獲としては減少しておりまして、今、試験操業が行われているという状況であります。

89ページの資源の動向を見ていただきますと、最近では資源の水準としては中位になるということですが、漁獲割合としては非常に少なく、1.8%程度ということになっております。

これらから、資源評価としては、水準としては中位で、動向としては横ばいというふうに判断しております。

説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、30年漁期ズワイガニTAC案につきまして、99ページからの資料2-6を用いて説明をいたします。

100ページの資源評価結果を、まず御覧ください。系群ごとに中期的管理方針に合致すると判断された漁獲シナリオと、これに基づき算定されたABCが記載されております。これらの中で、我々といたしましては、黄色ハイライトで示しました数値を採用すること

としたいと考えております。オホーツク海系群は主たる生息域がロシア水域にございますので、詳細な生態や資源状況が不明となっており、A B Cの算定は行ってございません。

99ページ備考欄のT A C設定の考え方に移らせていただきます。各系群について採用しましたA B Cと同量をT A Cとしたいというふうに考えてございます。

オホーツク海系群につきましては、主たる生息水域が外国水域にある資源であることから、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮いたしまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量といたしまして、近年の最大漁獲量であります905トンに基づいて1,000トンとしたいというふうに考えてございます。

続きまして、101ページにつきましては、配分案となっております。第74回の資源管理分科会で承認をいただきました「T A Cの配分試案の見直しについて」に基づきまして、過去3年の漁獲実績を用いることを基本としつつ、関係業界間の合意がある場合にはそれを尊重して配分してございます。

日本海系群のA海域とB海域につきましては、採捕の状況に対応するものといたしまして、T A Cの7%を留保枠とさせていただきます。

また、T A C案につきましては、4月24日に東京におきまして公開の意見交換会を開催しております。出席された方々からは、韓国の管理について意見が出ましたが、T A C数量についての特段の異論等はございませんでした。また、パブリックコメントも募集しておりますが、特段の意見はございませんでした。

最後に、日本海系群のA海域を漁獲する関係業界間におきまして、資源のさらなる有効活用を目指すということで、数量の算定に使用する漁獲実績をズワイガニ全漁獲量からミズガニの漁獲量を差し引いた数量とすることで合意しておりますところを、参考までにご報告させていただきます。

ズワイガニにつきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

船本委員。

○船本委員 鳥取県沖底の船本と申します。このたびのT A Cの数字につきましては、前年比、大体5、6%減ということで、去年の資源量評価とかA B Cの数字が若干、前年比マイナスだったんで妥当なところかなというふうに思っております、全体としては。

ただ、ご承知のとおり、カニの漁獲は11月から始まっておりますので、それに向けて規制とかもいろいろ検討しておるわけですが、つまり、去年のA B Cの数字につきましては、去年の11月の漁獲で、大分、去年も休暇の日数をふやしたり、つまり、漁獲期間を減らしたり、それから、禁漁区を設けたりということで、今のは日本海域の話なんですけれども、自主規制をやっております。

毎年そういうふうに、何か、1年ずつずれがあつて、TAC決めてもらつてまた若干減るんだなということで、どういうことを漁業者にはできるんだろう、自主規制としては、資源を守るためには何をしていかにゃいけんかということ、夏に、休漁期に考えるわけですが、その成果というのは、今年というか、去年漁期にあらわれているところだと思ふんです。

だから、そういう成果があらわれてよかつたなとか、それじゃ足らんじゃなかつたのかなと、自分らのそういう評価も含めて、もうちょっと、ここいらあたりで漁業者の努力があつたからここまでふえたとか、漁獲量はまた資源量とは違う部分はあるかもしれませんが、何か、そういう利益実感があるようなことを評価してもらつたらありがたいかなというふうに思ふます。

それと、さっき福島のところで漁獲量がふえたり、減つたりしているところがあつたんで、一面、漁獲を自粛すれば増えるというものでもないかなというふうにも思つたりもしたんで、地元の水産試験場さんとか、水研さんと一緒になって研究していかにゃいけんせんけれども、もう少し、それから、2020年には予想漁獲が随分減るようなシミュレーションもあるやに聞いておりますので、それに向けて入り口の、自分らの自主規制だけじゃなしに、数量の出口のところも、もう少し数字を見直したことも考えていかにゃいけんかなというふうにも思つたりもしますので、TACはTACで、今の資源量に基づいた、ABCに基づいた規制ということで、それは最低限守っていかにゃいけん目標ですし、場合によつたら、それよりもっと自主規制で守っていかにゃいけん数字を決めにいけんかなというふうにも思つたりしますので、そこら辺は漁師の仲間でもた決めたいと思ふますけれども、そういうところで、水産庁さんなり水研センター、地元の試験場さんなりにご協力いただいて、これからIQとか、また導入するに当たっては科学的な裏づけがぜひとも欲しいところでもありますので、そこいら辺のご協力の方、ぜひ、よろしくお願ひしたいというのが意見として言っておきたいということです。

○山川分科会長 どうも、ありがとうございます。

資源評価等に関する事で高瀬漁場資源課長、何か、ございますでしょうか。

○漁場資源課長 どうも、ありがとうございます。

漁業者の方々の自主規制の効果がどのように資源の維持・回復に寄与しているのかということ、きちんとして評価・検証するということは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、水研機構とも協力しながら、そういう調査も今後進めていきたいと思つております。

それから、日本海北部系群の将来の予測の話ですけれども、資源評価書を見ましても、将来の予測として加入量が減少するような予測になっておりまして、先ほど言いましたように、生物学的な情報も余りないという中でやっているという、過去のデータなどを使つたりして計算をしたりとかいうことがあるのと、あと、その海洋環境がどうなのかというふうな話もありますので、おっしゃるとおり、漁獲量を規制なり、抑えたりすることが

そのまま資源の維持・回復なりにダイレクトに貢献するかということ、もしかしたらそうでないところもあるのかとも思いますので、そこも今後、我々の調査研究の課題としていきたいと思えます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問、ございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、ズワイガニの30年漁期TAC並びに配分については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、数量移譲に伴う指定漁業等の種類別に定める数量及び都道府県別に定める数量の変更手続の見直しについて、事務局からご説明を、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 102ページの資料2-7についてご説明をいたします。

今回、29年漁期のマサバ及びゴマサバTACにつきまして、関係県間で数量の移譲について協議が調ったとして、数量変更を資源管理分科会にお諮りしたところでございます。

現行手続におきましては、指定漁業等の種類別の数量、また、都道府県別の数量の移譲について協議が調った場合には、基本計画の中の数字を変更し、変更の検討を行うに当たっては資源管理分科会の意見を聞くということとなっております。

今回、資源の来遊状況に迅速に対応するために、変更手続の見直しを行いたいというふうに考えてございます。

具体的には、数量の移譲につきまして協議が調った場合には、内容を水産庁ホームページで公開しまして、数量は当該移譲を反映した数量とする手続としたいというふうに考えてございます。

基本計画上では指定漁業等の種類別の数量、都道府県別の数量の表の注といたしまして今ご説明した手続を記載したいというふうに考えてございます。

対象とする魚種につきましては、現時点では漁場形成の年変動が大きいマアジ、マイワシ、また、サバ類とすることを考えてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 数量移譲に迅速に対応できるようにということですが、ただ今のご説明に対しまして何かご質問、ご意見等ございましたら。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。1点確認、もう一点は質問させていただきます。

まず、確認ですが、今回マアジ、マイワシ、サバ類ということになってはいますが、たとえとしては、ズワイガニのA海域なんかは業界で府県別割当てを決めて、現在、府県間の移譲はほぼ近年行われていないようですけれども、かつては移譲もあったと理解しております。

その場合、業界内での移譲に関してはこの対象外で、業界の中の自主的な自治に任せる



という理解でよろしいでしょうかというのが1点、確認です。

もう一点は、この見直しの後の具体的な調整の進め方、もしくは、水産庁のかかわり方というのを少し具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 1点目のご質問につきましては、業界間での協定等を基本ベースに考えていきたいというふうに考えておりますので、ご指摘のとおりだと考えています。

また、水産庁のかかわり方ということでございますけれども、基本的には対象となる都道府県間のやりとりの中でやっていただくというような形になると思いますけれども、それにつきまして、水産庁としまして、資源管理という観点から、それが適切かどうかということにつきましては、ご意見等させていただきたいというふうに考えております。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

では、特にないようですので、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第297号に関しましては全てご議論いただいたところですが、特段の追加のご意見等、ありますでしょうか。

もしないようでしたら、本件は原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、30年度漁期のクロマグロの都道府県別に定める数量の設定等ですが、事務局から資料をご説明していただいて、その後、質疑応答を行うという形で進めてまいりたいと思います。

では、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 お手元の資料2の11ページからが諮問の内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。こちらも本日施行となっておりますので、日付につきましては31日という形になります。

30水管第666号

平成30年5月31日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第300号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成29年12月28日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料2の別紙としまして基本計画の変更案を新旧対照表でお示しをしております。

続けて、平成30年漁期第4管理期間のクロマグロの都道府県別に定める数量案につきまして、103ページの資料2-8を用いて、主な内容を説明させていただきます

まず最初に、第4管理期間からの知事管理、沿岸漁業の資源管理の主な変更点につきましてご説明をさせていただきます。

1つ目の丸でございますけれども、資源管理法に基づきまして都道府県ごとに小型魚と大型魚、別の漁獲枠を設定したいというふうに考えております。

また、第4管理期間につきましては、都道府県管理の漁獲管理期間を平成30年7月1日から平成31年3月31日までの9カ月間としたいというふうに考えております。これにつきましては、管理期間の切りかえ時期を漁獲量の少ない時期にするという観点から、今回、管理期間を4月から3月に変更するという趣旨でございます。

また、3つ目の丸でございますけれども、定置網の共同管理を廃止したいというふうに考えております。

続きまして、小型魚の配分の考え方のポイントにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

これにつきましては2つのパターンがございますので、超過した都道府県の対応について、まず説明をさせていただきますと、第3管理期間の超過量の差し引きについて、第3管理期間の超過量につきましては、第4管理期間から原則として一括で差し引きをさせていただきたいと考えております。ただし、一括差し引きで全量差し引けないという場合もございますので、その場合には分割の差し引きというふうにさせていただきたいと考えております。

また、一括の差し引きによりまして、第4管理期間の漁獲枠がゼロトンとなる都道府県が出てまいります。超過しました結果、漁獲がゼロトンとなりますと、当然、クロマグロを狙った漁獲というのは中止になるんですけれども、クロマグロ以外の魚を狙った操業ですとか、また、定置網でのやむを得ない混獲というのはやはり起こり得るということから、混獲の管理は必須であるということも踏まえまして、必要最小限の混獲枠数トンを配分することとしたいというふうに考えております。

また、取り控えたところにつきましては上乗せ措置というものを、その下の青い枠で囲ったところで書いてございます。第3管理期間に取り控えた都道府県の漁獲枠の残枠分につきましては、第4管理期間への当該都道府県の漁獲枠に上乗せ配分するというふうなことで対応したいと考えております。その後ろの米印に書いていますように、第4管理期間のみで一括で上乗せできない場合には、複数年での上乗せをするように考えております。また、上乗せする際原資につきましては、超過しました都道府県における超過量の第4管理期間からの差し引き量を活用していくというふうな形を考えてございます。

104ページをお願いいたします。都道府県の配分量の算定方法につきましてご説明をさせていただきます。小型魚と大型魚がありますので、順番に、小型魚の方から説明をさせていただきます。

まず、小型魚ですけれども、平成22年から24年の都道府県別の平均漁獲実績に基づきまして都道府県別に12カ月分の数量をまず算定させていただきます。そこから第2管理期間で超過した分、これは分割差し引きとなっております、それと第3管理期間の超過量、これ、見込みを減じました12カ月分の数量を都道府県ごとに出しまして、その出したものを各都道府県の月別の漁獲実績に基づきまして9カ月分に案分したものとしております。

ただし、この案分の結果、都道府県の配分量が0.1トン未満となった場合につきましては、管理上の観点から配分量が1トンとなるように配分をさせていただきます。また、第3管理期間の超過量の見込み数量が平成22年から24年の都道府県別平均漁獲実績に基づき都道府県別に配分する12カ月分の数量を上回る都道府県につきましては、混獲によります採捕数量管理のための必要な最低限の数量を配分しております。

続いて、大型魚の配分についてご説明をいたします。

最初の白丸ですけれども、平成27年から29年の都道府県別平均漁獲実績に基づきまして、都道府県別に12カ月分の数量を配分しまして、過去の県別月別漁獲実績に基づき9カ月分に案分をさせていただきます。案分の結果、都道府県の配分量が1トン未満となった場合につきましては、管理上の観点から配分量が1トンとなるように配分をさせていただきます。

105ページが今ご説明をいたしました考え方にに基づきまして各都道府県に配分した数量となっております。なお、本件につきましては、現在、行政手続法に基づきましてパブリックコメントを行っているところでありますことをつけ加えさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

大森委員。

○大森委員 大森でございます。1つ、まず質問なんですけれども、今、考え方に基づいて各県への配分をされている、これは上乘せ分とか、そういったものも含めてという意味でしょうか。

○資源管理推進室長 現時点の数量につきましては、上乘せ分についてはまだ考慮はしておりません。

○大森委員 そうすると、12分の9のところ、それから、ゼロベースで混獲分は含むという、そういうところのみということですね。

ですから、103ページの部分の取り控え数量の上乗せ措置ということころは入っていないけれども、それ以外は入っていると、そういうことですか。

○資源管理推進室長 そうです。そのようなご理解で結構です。

○大森委員 その上で、1つお願いと意見ということではお聞きしたいと思っております。

考え方については、今、ご説明されたことについては一定の、こういう考え方というふうには思うわけですけれども、先ほどのサバなり、この数量の配分については事前に関係県の意見交換会を踏まえて、そこでこの数量についての関係漁業者の了解がされているということでこの審議会にかかっているわけですけれども、このクロマグロについては事前にそういった部分ということがあったということはお聞きしておりません。

そういう意味でも、この審議会での個別の県別の数量を一気に決めていくというのは相当無理があるんじゃないか。各浜からこの結果について、相当な意見を言われるのは間違いないわけですし、前回の分科会でも申し上げたが、国が都道府県の漁業者のレベルまで理解が得られるような十分な詰めを行った上で、この審議会にかけていただくということが前提だと思っております。

それから、沿岸について、特に、第3管理期間については大きなオーバーをしたというところもあるわけで、やはり、守るものは守るということをやっていかなければならないわけですけれども、定置中心の沿岸のクロマグロの小型魚の管理をする難しさというのは本来のございます。今後の管理のあり方の中で、今日もまき網の方々もいらっしゃるわけですけれども、引き続いて、更なるまき網の方々のご理解、ご協力を沿岸としてはお願いしたいということでもあります。

以上です。

○山川分科会長 ただ今の件に関しまして、ご意見、ご要望として承ったということでもよろしいでしょうか。

岩本資源管理推進室長、何かございますでしょうか。

○資源管理推進室長 現在お示ししているものにつきましては、先ほど私からの説明の最後につけ加えましたとおり、現在、パブコメ中ということでございます。また、都道府県

につきましても、現在、照会をかけている状況でございますので、内容につきまして、配分の考え方等に大きな変更があった場合には、また、再度ご意見を伺っていきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 どうも、ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

山内委員。

○山内委員 山内でございます。ありがとうございます。

昨年のWCPFCの方で、枠の設定の際に小型魚から大型魚への、小型魚で持っている枠というのを大型魚の枠への振りかえというんですか、そういうものも認めていくという方向性になってきているかと思うんですけれども、今のご説明の中で小型魚と大型魚というのをしっかり分けられていて、その間の行き来というのは、次の第4管理機関ではないという理解で正しいのでしょうか。それとも、そういったこともWCPFCの採択された内容に応じて、国内でそういった枠のやりとりというのが、小型魚と大型魚の間で起きてくるという理解でよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 小型魚から大型への配分につきましては、基本計画の方にも規定をさせていただいてございまして、250トン小型から大型魚の方に振り分けてございます。

○山川分科会長 何かありますか。

○管理課長 補足で説明させていただきます。その部分については、今年、今の意味というのは250トンが全管理期間において移行させた部分については、本年も引き続き250トン移行させているということでございます。そういう意味では、ご質問に対する回答としては、本年もそのようにやっているということでございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

104ページの配分の実績の考え方なんですけれども、平成22年から24年ということで、第4管理期間はこれでいくということなのか。将来に向けての考え方なんですけれども、この期間に固定するなり、また枠が今かなり万限まで使われている状況で、枠の小さい県というのはいつまでたっても実績が積めないまま年月がたっていってしまうと、何となくでもなく不公平感が見えてくるかなというふうに、多いところはいつまでも多い実績を持ち、小さいところは小さい実績ということになってしまいます。これは別の魚種でも同じことなんでしょうけれども、クロマグロはもう、余りにも100%までいっているのを見てきていることかなと感じまして、ひとまず第4管理期間はこの考え方なのかということなのかという確認と、将来的に何か動かすようなことがあり得るのかということについてご質問させていただきます。お願いします。

○山川分科会長 岩本室長、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 ここに書いておりますのは、第4管理期間の考え方でございまして、全国の漁業者の方々が資源管理をしていただいているところで、クロマグロがかなり増えているというふうに今後なってきた場合には、そういった実態を踏まえた配分方法についても検討していかなければいけないというふうに考えておりますので、ここについては第4管理期間の考え方ということでご理解いただければと思います。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 まず将来的になんですけれど、今回もこの第4管理期間、7月から3月というふうに、今までの管理期間より短くしたように、この第2管理期間分は1月じゃないですか。これを将来的には期間を統一してもいいんじゃないかとは思いますが。その辺を考慮してもらいたいのと、あと、結構、全国で自粛しているところが多いとは思いますが、自粛している中で、どの程度放流されていたり、どの程度投棄されたりという報告などはあったんでしょうか。

○山川分科会長 岩本室長、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 大臣管理漁業と知事管理漁業との管理期間の統一というご質問だったと、1点目は考えております。これにつきましては、今回、知事管理部分を3カ月間ずらすということで検討させていただいております。これは全国の皆様方の要望も、ご意見も聞きながら考えていきたいと思っておりますので、委員からそういったご意見があったということも、また、今後、検討する際には参考にしていきたいと思っております。

あと、自粛している中でどの程度放流したかということにつきましては、現時点では水産庁としては数字を持っておりませんが、今後、そういった実態についても把握していくことが重要というふうに考えてございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 今のご意見に関連してなんですけれども、先ほど私申し上げましたとおり、やはり、管理が非常に困難な沿岸と、それから、ある意味においては専獲でクロマグロをしっかりと管理してとれるまき網と、そういった特質があるわけですので、やはり、先ほどお願いしたように、まき網の方々に、我々もお願いするわけですので、そういった柔軟な調整が可能になっていくという意味でも、画一的にその管理期間を統一することは逆にその支障が生じる可能性もありますので、そこは十分に慎重にご検討をいただきたいと思っております。

○山川分科会長 では、中管理課長、よろしくお願ひいたします。

○管理課長 今、管理期間に関しまして、双方、ご意見をいただいておりますので、我々の方といたしましてはいろんな方のご意見を伺いながら、総合的にその辺は判断させていただきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

大森委員が言われたことなんですけれども、まず、浜での説明会をやってほしいというか、それはやっぱりやった方がいいように、私は思います。今のままだと不満のはけ口がないというか、このままだと信頼関係がないですよ、ちゃんと説明していないから。それだと日本の国内って資源管理がうまくいかないんですよ。やっぱり、納得してもらわないと、ちゃんとしてもらえないというのが日本の国内の資源管理の難しさというか、なので、そういう努力をしてほしい。そうしないとこれでこけると、この先のいろんな資源管理がみんなだめになっちゃうと思うんですよ。つまり、信頼されないと、あんなやつの言うこと聞いてやるかみたいな話にどうしても、日本の国内ってなりがちなので、その点をよろしくお願ひしたいです。

○山川分科会長 ご意見として承ったということで、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、諮問第300号については原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 なお、本件につきましては、現在、先ほどもご説明がありましたけれども、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているということですので、本日説明のあった配分の考え方等の内容に、もし仮に大きな変更があった場合は、委員のご意見を再度聞いていただくということにさせていただいて、また、文言の訂正、部分的な修正等につきましては、私にご一任いただければというふうに思いますけれども。

資料の一部修正があるということですので、事務局の方から、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 すみません。先ほど私が104ページを説明する際に、小型魚の2つ目の白丸です。都道府県の配分量が0.1トン未満となった場合、管理上の観点から、配分量が1.0トンと申し上げましたが、正確には0.1トンというような形で、修正をお願いいたします。

○山川分科会長 0.1トン未満となった場合に、0.1トンとなるように配分したということですね。

よろしいでしょうか。

先ほどの続きですけれども、文言の訂正ですとか、あるいは、部分的な修正等につきましては、私にご一任いただきたいと思ひますけれども、あわせてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第298号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について、事務局から資料の説明を、よろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の廣野でございます。

資料3をポチっとしていただき、1ページ目を開いていただきたいと思います。

まず1ページ目は諮問文になってございます。

諮問文を読み上げます。

30水推第543号

平成30年5月31日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）  
の一部改正について（諮問第298号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明については、2ページ目からになります。2ページ目、3ページ目に、説明の改正の概要がございますので、ご説明申し上げます。

カツオ・マグロ類につきましては、地域漁業管理機関様々ございますが、において、保存管理措置を採択しており、我が国としては指定省令等においてその履行を担保してきているところでございます。今回の改正はWCPFCの年次会合において採択された措置を担保するもので、大きく3つの内容となっております。その内容が2のところがございます。

まず2の（1）でございますが、まき網漁業——海外まき網漁業でございますが、の海域及び漁具の制限に関するもので、集魚装置——FADsとっておりますが、浮き漁礁なんですけれども、を使用した操業の期間及び設置数に関するものです。具体的にはまき網漁業の海域及び漁具の制限についての規定を指定省令第31条の7として新たに追加するとともに、別表第2を改正するということになっております。

なお、制限する期間や設置数については、今後も毎年の年次会合において随時変更され



る可能性が高いので、具体的には告示において定めるということとしてございます。具体的な省令の中身については後ろの方についてございます。

次に、(2)でございますが、遠洋カツオ・マグロ漁業及び近海カツオ・マグロ漁業におけるカツオの期間禁止に関するものでございまして、具体的には規制の対象となる遠洋及び近海の釣りでございますが、期間禁止の規定を追加するものでございます。これについても具体的な期間は告示で定めることとしております。

(3)でございますが、3つ目は東側ポケット公海。これ、聞きなれないと思いますので、資料の12ページを開いていただきますと図がついてございます。この図でもわからないというのがあるかもしれませんが、南太平洋でございまして、クックとかキリバスとか、フランス領ポリネシアに囲まれまして、200海里の外になるポケット公海というのがございまして、ここに関する規制でございます。

また、2ページに戻っていただければと思いますけれども、引き続き3のところですが、この内容については、さっきの東側ポケット公海における漁獲物の転載を禁止するということでございます。既に漁獲物の転載の禁止については、省令第59条、それから指定省令の別表第4ということで規制が設けられておりますが、そこを改正しまして、東側ポケット公海における転載の制限を追加いたします。

なお、省令第59条は、遠洋カツオ・マグロに関する規定でございますが、近海カツオ・マグロ漁業についても省令62条で準用されていて、59条で規定されれば近海にも適用されますし、海外まき網漁業については既に転載が禁止されていますので、これを設けることで、この海域における転載の禁止が担保されるということになってございます。

3ページを見ていただきまして、施行日ですけれども、平成30年7月1日を予定しております。(3)については、国際約束の履行の時期に伴いまして、31年1月1日を予定しております。

今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントを経た上で、今諮問させていただいておりますが、公布を6月下旬というふうに考えてございます。

4ページ目以降は省令の部分となっておりますので、説明を省略させていただきたいと思っております。

よろしくご審議、お願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんようですので、諮問第298号については原案どおり、承認をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第299号、内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用す

る漁業法第58条第1項の規定に基づきうなぎ養殖業の公示について、事務局から資料のご説明を、よろしくお願いたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の黒萩でございます。

資料4に基づいて説明をさせていただきます。

まずは、諮問文を読み上げさせていただきます。

30水推第244号

平成30年5月31日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づきうなぎ養殖業について公示すべき事項及び当該公示に係る許可の有効期間について（諮問第299号）

うなぎ養殖業につき、別紙の公示案により、許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成30年11月1日から平成31年10月31日までと定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

諮問文の別紙として、公示案がついております。2ページ目、3ページ目でございます。概要の説明は4ページ目に基づいて説明させていただきます。

趣旨でございますが、内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、うなぎ養殖業は農林水産大臣の許可を得なければ営めない指定養殖業として定められております。このため、30年11月1日から公示に基づく許可について、許可すべき水産動植物の総量、許可を申請すべき期間等を定めるというものでございます。

概要につきましてでございます。許可をすべき水産動植物の総量でございます。うなぎ養殖業に係る養殖することができる水産動物の総量、すなわち、池入れ量につきましては、うなぎの国際的資源保護・管理に係る4カ国・地域、中国、韓国、台湾及び日本でございますが、ここの4カ国及び地域による共同声明がございます。この考え方を今回も引き続き継続するということが確認されましたことから、前漁期と同様に、ニホンウナギについ

て21.7トン、その他のうなぎについては3.5トンとすることとします。

2番目に、許可を申請すべき期間でございます。申請の審査に一定期間を要すること等を踏まえまして、許可を申請すべき期間は、平成30年6月15日から9月14日までとします。

許可の有効期間でございます。基本的にうなぎ養殖業は5年を許可の有効期間としておるわけでございますが、今後の国際協議の結果等によって許可すべき水産動植物の総量、すなわち、池入れ量が変わる可能性があるということ等を踏まえまして、許可の有効期間は、その国際的な合意に適用するために、1年許可とすることとします。これはこれまでずっと1年許可として運用してきたところでございます。

許可に係る制限または条件でございます。公示に基づいて許可する場合の制限、条件は、事前に公示するという事は、指定漁業と同様の運用となっております。国内で養殖されたことのあるうなぎにつきましては、許可において定める養殖することができる量に含まれないために、ほかのうなぎと明確に判別できなければ資源管理上支障が生じることから、その出荷をする場合は、出荷を証明する書類を添付すること等を許可の条件として付すこととしております。

すなわち、1回、シラスウナギの状態に池入れしたものを、クロコの状態まで育てて、それをほかの養殖池に入れる場合、この場合は証明書を添付しなければいけないということの意味しております。

また、ニホンウナギ以外の種のうなぎにつきましては、その養殖をする場合には、当該うなぎを公共水面に放出しない。天然界に放出しないこと及び当該うなぎの逸出を防止するための措置を講じるということ、許可の制限または条件で付すということとしております。

公示案につきましてのパブコメは既に終了しております。今後のスケジュールにつきましては、そこに記載のとおりとなります。

その次の5ページ目につきましては、これまでのうなぎの管理についての経緯を書いてございます。説明は省略させていただきます。後ほどお目通しください。

6ページ目でございます。資料4-3でございますが、申請を受けて許可を発給する手続についてお示ししております。法律の規定に従いまして、申請の公示の内容に即しており、かつ適格性を有している場合、現に許可を受けているものの数量を優先して、許可して、養殖することができる数量に余りが出た場合は、法律の規定に基づき、くじにより残りを配分するという事になっております。

以上、基本的に昨年と同様の内容となっております。

7ページ目から11ページ目は、参照条文でございます。説明は省略させていただきます。それから12ページ以降、参考1から参考4として資料をお配りしておりますが、参考1についてのみ、簡単にご説明をさせていただきます。

今漁期の池入れのシラスウナギの池入れ動向についてでございます。新聞報道でもあったとおり、漁期の初め、すなわち、昨年11月から1月にかけては、我が国を初め、中国、

台湾等の東アジア全域でシラスウナギの採捕が極めて低調でした。未曾有の大不漁等とも報道されておりましたが、2月以降は順調に採捕が進みました。その結果、我が国の池入れ数量は14トン、昨年比で71%まで池入れが進んでおります。左側のグラフを見ていただきたいのですが、平成25年が近年で最低ではございますが、それよりはましな状況になっているというようなことではございます。今漁期の池入れは終了しておりますが、この14トンのうち、5.2トンが輸入のシラスウナギ、残り8.8トンが国内の採捕となります。近年の最低となりました平成25年につきましては、輸入が7.4トン、国内の採捕が5.2トンでございますので、それよりは結果的に国内の採捕量もよかったということではございます。いずれにしろ、不漁であることは変わりありません。今漁期の特徴としましては、シラスウナギの来遊のピークが、例年に比べて後ろにずれたということと、国内においては九州、四国での採捕が低調であったものの、静岡や千葉、茨城では比較的安定的に採捕されたというのが特徴であったというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

南山委員。

○南山委員 唯一わかることは、内水面のことだけなんです。あとは余りわかりません。そんな中でうなぎに関しまして、先ほど説明がありましたけれども、今回のシラスウナギの池入れ量等に関する諮問事項については、今のうなぎの資源の状況を考えれば、必ず水産庁の方として実行していただきたいというように思います。

しかし、うなぎの資源というものはこの措置だけでは、もう、今は回復しない。総合的な対策が必要であると思います。まず1点目は、うなぎの生態というのはほとんどわかっていない。いろんなことを試行錯誤してはいますが、現に研究者が余りにも少な過ぎる。マグロだとかほかの魚はいろんな研究者がおられて、いろいろとやっておられるけど、うなぎに関してはまだマリアナ海溝で産卵しているうなぎが天然だけで行っているのか。また、養殖のうなぎが産卵に行くのかとか、そういうことに関しましても、ほとんどわからないという現状だと思うんですね。そんな中で研究者をもっともっとふやしていただきたいというのがまず1点目です。

2点目は、うなぎが一番長く生息するのは川です。だから、川に関しまして、もっとももっと、私たちもいろいろと努力はしておりますけれども、川にいろんな国土交通省を初め、そういう管理者とも一緒になって、打ち合わせをしながらやっていく必要があるんじゃないかと思います。私も、単純に、私は兵庫県の揖保川というところなんですけれども、県の方に要請しまして、内水面振興法に基づく協議会を、国土交通省を初め、いろんな市町村もやっております。そういうことに関して、とにかく、水産庁の方もそういうことに関しまして、どんどんお金を配分していただきたいなと思います。

3点目です。うなぎという資源は、この資源に基づいてシラスウナギでもうけている人もいます。また、下りうなぎも親うなぎでもうけている人もいます。それから養鰻でもうけている人もいます。いろんな方が、かば焼きにしてもうけている人もいます。そういういろんな方がかかわっております。できたら、みんなでこの資源を守っていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ご意見として承ったということによろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

山内委員。

○山内委員 5月22日に、ご存じかもしれませんが、IUCNの方が2016年に採択した内容に基づいて、実際の措置がどのように導入されているのか。改善すべき課題はどこにあるのかというようなことを調査した報告書を発表しております。先週、22日になりますが、この中で一つ、この共同声明の内容にもなっております池入れの状況につきまして、一つ指摘が行われております。

というのは、先ほどご説明もありましたが、ちょうど2016年以降のものを見ているので、池入れのところを見ているのが2014年から15年の期と、それから2015年から16の期だけをその報告書では見ているんですけれども、そもそも、上限に達していないというところを、その2年で見えていまして、池入れの上限自体がそもそも適切なのかというような議論を呼ぶような指摘がされています。

そういった意味では、今、南山委員の方からもありましたように、非常にこの先、やはり、科学的な研究に基づいた適切な池入れ量というのを設定していくという努力を図っていただきたいということを、一つ、コメントとして述べさせていただきます。

○山川分科会長 内水面振興室長、よろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長でございます。どうも、ありがとうございます。

うなぎについては、ご指摘のとおり、今、池入れ量の管理をしておりますけれども、池入れ数量の上限に達していないので意味がないのではないかとご指摘もあるわけですが、一つ確認させていただきたいのは、この21.7トンという上限につきましては、全ての養鰻場にそれぞれ割り振ってございまして、それぞれの養鰻業者さんがそれを超えないように、池入れをすることになっております。いわゆる、オリンピック方式で、用意ドンで21.7トンになるわけではないので、そういった意味では、皆様、それぞれの状況に応じて、今年はちょっと高いから余り入れないようにしようとか、あるいは、今年はいれなくて来年また入れようとかいうこともあるので、理論上、21.7トンという枠を超えるというか、それに達するという事は理論上あり得ないということがございます。

参考資料につけましたグラフを見ていただきますとわかりますように、26年、27.1トンあったわけですが、それ以降、上限を21.7トンに設定してからは、それを全て下

回っているというのが実態でございます。

先ほど、南山委員からありましたとおり、うなぎについては生態の不明な点が多いわけでございますけれども、生態の解明を進めながら、より良い資源管理のあり方、この池入れ量数量の上限設定を含めて、より適切な資源管理ができるように努力してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。1つ質問があるんですが、今のところ、4カ国ですよ。例えば、熱帯うなぎ、バイカラーなんかはその他の中に入っているのかということなんですけど、今、これ対象外ですよ、インドネシアとか。向こうの方で養殖をして、また日本が非難されるんじゃないかというのをちょっと心配しているんですけれども、その点はどういうふうにお考えなのか。

○山川分科会長 内水面振興室長、よろしく願いいたします。

○内水面漁業振興室長 ご指摘にありましたとおり、4カ国・地域の中で定めております池入れ量の上限は、ニホンウナギとその他の種のうちうなぎということになっておりまして、その他の種のうちうなぎの中には熱帯性のうなぎのものも含まれてございます。また、熱帯うなぎにつきましてはバイカラー等、SEAFDECの方で、今、いろいろ取組が進められているというふうに聞いておりますので、また、そちらとも連携をしながら管理を進めていきたいと思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、諮問第299号については原案どおり、承認していただいたということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第297号、298号及び299号について、確認のために、答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

30水審第3号

平成30年5月31日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

水産政策審議会

会 長 山 川 卓

平成30年5月31日に開催された水産政策審議会第88回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第297号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第298号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第299号 内水面漁業の振興に関する法律第30条において準用する漁業法第58条第1項の規定に基づくうなぎ養殖業の公示について

それでは、この答申書を山口次長にお渡しいたします。

(分科会長から水産長次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入ります。

平成30年漁獲可能量留保枠の配分についてを、事務局からご説明、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料5について説明をいたします。

今回、石川県に対して、マイワシ留保枠から配分を行うことについて、資源管理分科会の審議をお願いするものでございます。

まず、留保枠配分について、これまで決定したことについてご説明をしたいと思います。3ページを御覧ください。

昨年11月の第85回資源管理分科会におきまして決定された内容でございます。30年漁期のマイワシについては、TACの2割を留保枠としました。来遊状況に応じて不足が生じた場合には、留保枠から配分しますが、再評価前に全ての留保枠を放出することとはしないで、少なくとも2割程度は残すとともに、資源量が少ない系群、ここでいうと対馬暖流系群でございますけれども、漁獲しております都道府県への再配分の総計は、留保枠に占める当該系群相当量1万9,000トン以内としました。この場合におきましても、再評価前は少なくとも2割程度残すというふうなことでございました。

日本海側に位置します石川県は、対馬暖流系群を漁獲しているという状況になってございます。

4ページをお願いいたします。

今年2月の第87回資源管理分科会において決定されました内容でございます。留保枠の配分するプロセスにつきまして、資源の来遊状況に応じて迅速に対応するためとしまして、資源管理分科会の意見を聞いた上で、基本計画を変更する形から、基本計画中の留保枠の数量を定めるとともに、数量の追加が必要と認められる場合には、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする、との規定を加え、配分案について、資源管理分科会の審議をお願いする形に変更することで、基本計画の変更を伴わない形とい

たしました。

ここで石川県の事例に戻らせていただきます。2ページに背景を記載してございます。

今年2月の上旬から、石川県内の定置網で大量入網が続きました。石川県からは、県内漁業者に対しまして、TAC数量遵守のための漁獲抑制を指導いたしまして、定置網漁業者は漁獲抑制の取組といたしまして、一日当たりの水揚量の制限を行ってございます。また、中型まき網漁業者につきましては、操業開始時期を例年の5月の上旬から約2週間延期してございます。

4月以降につきましては、大量入網の発生は大幅に減少してございますが、4月末時点の漁獲量につきましては1万3,997トンと、1995年以降の定置網の最大年間漁獲量(2016年8,666トン)を超えておりまして、石川県内に定められた数量、1万8,000トンでございりますが、これの8割近くに達しているという状況でございます。定置網の漁獲の変動の大きさにつきましては、参考の表を御覧いただければと思います。

このような状況から石川県に対しまして、留保枠から配分を行うことを検討いたしました。数量につきましては、年間の予測漁獲量、4月末の漁獲量に過去5年の5月以降の漁獲量の上位3年平均を足しまして、石川県に定められた数量との差であります3,500トンとしたいと考えてございます。

配分する量、また、配分後の石川県の数量、また、留保枠の残枠につきましては、2ページの表に示してございます。今後の留保枠などの配分に際しましては、石川県の事例を参考としながら、現場の実態を踏まえて、検討していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

柳内委員。

○柳内委員 福島県まきの柳内でございます。

マイワシにつきまして、1つお願いがございまして。我々、まき網の方では、北部太平洋海区で資源管理の観点から、投網制限や休漁日の発動等の漁獲抑制をしながらの操業を続けておりますが、我々の海区の方でも、やはり、マイワシが良好な漁獲が続いております。今年は3月、4月と時化も多かったところなんですけど、それでも前年の実績を超えてくるぐらいの漁獲実績が続いていまして、やはり、マイワシ全体で来遊量資源増加が大きいなと強く感じているところでございます。三陸常盤では、まき網以外にも定置網等でも同様に良好な漁獲が続いております。さらに、今月からは北海道でも、棒受網のマイワシ漁獲がスタートしまして、こちらでも良好な漁獲のスタートとなっており、北上も早そうだという声が、あちこちから聞こえてきております。

我々、まき網の方でも8月中旬から24船団、北海道の沖合に集結しまして、マイワシ漁をスタートする予定でおります。短期間である2カ月間という期間でのイワシ操業になる



ものですから、そういった場面に十分間に合うように、迅速な留保枠の放出をぜひともお願いしたい。この石川県の定置網以外にも、とにかく全国でマイワシは漁獲が伸びている状況ですので、そもそも、資源の再評価をしていただくのが妥当なんじゃないかなという来遊に感じておりますので、そのあたりも含めて、ご検討のほどお願いしたいと思います。

○山川分科会長 ご要望として承ったということによろしいでしょうか。何かございますか。

○資源管理推進室長 まさに今ご説明があったように、急激な漁場の変更なり、海の状態に適切に素早く対応するために、留保枠というものを設けてございますので、これを最大限活用しまして、沖での操業がとまらないような形での運用を引き続き検討していきたい、このように考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、平成30年度漁獲可能量留保枠の配分については、原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より、報告事項が5件あるということです。

まず1つ目の、太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、事務局からご説明を、よろしくお願いいたします。

○国際課付調査官 資源管理部国際課の方で、WCPFCを担当しております福田と申します。お願いいたします。

資料6でございます。資料6の3ページ目の方から御覧をいただければと思います。WCPFCにおける太平洋クロマグロの新しい資源管理に関する動きについて、ご説明をさせていただきますと思っています。

資料、3ページ目の上段右側の、昨年の中西部太平洋マグロ類委員会、WCPFCの結果ということでございます。資源管理におきまして、資源の回復目標というのが定められました。一つは暫定回復目標として、2024年までに、少なくとも60%以上の確率で、歴史的中間値まで回復させること。それと、次期回復目標としまして、暫定回復目標達成後、10年以内に60%以上の確率で、初期資源量の20%まで回復させることが資源の回復目標として定められたということでございます。また、この暫定回復目標の達成確率につきまして、資源評価によりまして、暫定回復目標の達成確率が60%を下回った場合には、60%に戻るよう管理措置を自動的に強化する。逆に、暫定回復目標の達成確率が75%を上回った場合、暫定回復目標の70%以上の確率を維持しつつ、かつ、次期回復目標の60%以上の確率を維持する範囲で、増枠を検討することが可能というふうにされたわけでありまして、これが新たなWCPFCの漁獲制御ルールということでございます。

続きまして、3ページ目の下段の資料でございます。

新たな資源評価が行われまして、本年3月に、ISC、北大西洋まぐろ類国際科学小委員会という、国際的な科学者組織によりまして、新たな資源評価が実施されました。その結果、資源はゆっくりと回復してきている。将来予測においてWCPFCで決定されたルールにのっ獲って、漁獲上限の増大の検討が可能となる水準の予測が示されたということでございます。

このグラフなんですけれども、親魚資源量の推移と回復予測を示したものでございます。青い実線の部分です。これがこれまでの親魚資源量、親の数の増減を示しております。最新年であります平成28年、2016年でございますけれども、約2万1,000トンと親魚資源量が推定されております。図のとおり、平成22年に資源量が底を打って以降、ゆっくりと回復してきているということが確認されたわけでございます。

また、図の中のオレンジの点線でございますけれども、現行のその管理措置を継続した場合の将来的な予測を示したものでございます。この場合、平成36年、2024年までに暫定回復目標である歴史的な中間値、これが図中の紫色の点線でございますけれども、このラインを達成する確率が98%という確率で達成可能ということが示されたところであります。前回、2年前、2016年に行われたその資源評価によりまして、この暫定回復目標を達成する確率は62%でございましたので、この確率が大きく高まったということでございます。

このように、暫定回復目標の達成確率が98%ということで、漁獲管理ルールの基準であります75%を上回ったということでもありますので、昨年WCPFCの年次会合で合意されましたルールに基づきまして、一定の条件のもとで、漁獲上限の増額の検討が可能となった状況でございます。

なお、枠を例えば何%ふやせばこの暫定回復目標の達成確率が何%になるといった、より具体的な検討については、今現在、そのISCの中で依然議論中ということでございます。本年7月にISCの総会というのが開催されます。そこでの議論を経て公開されるというふうな見通しとなっております。

資料4ページ目の今後の予定、下の段でございます。太平洋クロマグロの取り扱いについての今後の予定ということでございます。

まず、7月に、先ほど申し上げましたISCの総会が韓国の方で開催されるという予定になっております。ここで最終的な、科学的な情報が取りまとめられるということになっております。実際に、資源管理措置をどうするかというWCPFCの方向性につきましては、9月にWCPFCの北小委員会がございまして、本年は福岡で開催されますけれども、この場でISCの最新の資源評価結果を踏まえて、漁獲上限の増加を可能とするのか。また、その場合における増加の割合だとかパターンの検討などが議論されるということでございます。北小委員会で管理措置の案が作成された後は、本年12月にWCPFCの年次会合が予定されておりますけれども、そこに提案が送られて、WCPFCの年次会合での承認を経て、初めてWCPFCの資源管理措置として発効するというふうな形になります。北小委員会においては、ご説明しましたような資源評価結果が提示されて議論が行われるわ

けでありますけれども、親魚資源量は、いまだ、その初期資源量から比較しますと、まだ3.3%水準であるということから、ようやく回復の兆候、回復の傾向が見られたばかりであるということから、その漁獲上限の増枠は時期尚早であるといったような意見も、関係国の方から出されることも想定されます。水産庁としましては、引き続き、国内での資源管理を徹底しながら、WCPFCにおける漁獲上限の増枠を目指しまして、関係国、地域と粘り強く交渉してまいり所存でございます。

以上、1番目の太平洋クロマグロの資源状況についてのご説明でございます。

○山川分科会長 あと、管理の方向性について、ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 資料の2の部分でございますけれども、管理の方向性について、こちらについては、今回、時間の関係もございますので割愛させていただきたいと考えてございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明について、何かご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

第一種特定海洋生物資源の採捕数量について、事務局から説明を、よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資料7につきましてご説明をいたします。

第一種特定海洋生物資源の採捕数量（速報値）というものでございます。こちらの採捕数量につきましては、管理期間の初めから平成30年3月31日までの間の採捕としまして、平成30年5月10日までに報告された数字を掲載してございます。

なお、色が変わっている部分につきましては、採捕期間が終わったということで、色を変えさせていただいてございます。ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 何かご質問、ご意見等、ありますでしょうか。

では特にご発言がないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明を、よろしくお願ひいたします。

○漁業調整課長 資料8を、よろしくお願ひいたします。

漁業構造改革総合対策事業の状況について、これまでもこの場で説明させていただきました。今回、大中型まき網漁業の2件のプロジェクトが終了して、今回、このタイミングを迎えておりますので、その状況を報告いたします。

資料の1ページ目でございますが、これは大中型まき網漁業の合理化として、船団の隻数を減らすことで、漁獲能力をふやすことなく、コストを削減して、経営の安定を図るという取組を行ってきてございます。

2ページ目をお願いいたします。

この構造改革に際して、網船のトン数規制を超える取組となりますので、許可に関する取扱方針というのが下に書いてございますが、これに沿って漁獲能力について実施をしながら、本許可にするということを進めてきてございます。

次の3ページをお願いいたします。

これは第三十一全徳丸船団の状況でございます、北太平洋海区においてサバ、イワシ等を対象とした操業を行っているものでございます。上の表のとおり、199トン型の網船を導入して、船団をこれまでの3隻から2隻に転換を図っているということでございます。

下の表でございますが、漁獲量を同じ海区の、ほかの船団と比較してございます。実証前105が、実証後96ということで減少しております、漁獲能力は増大していないと認められると考えてございます。

次の4ページ目、お願いいたします。

もう一船団、今度は第六福栄丸の状況です。これも北太平洋海区において、サバ、イワシを対象とした操業を行っております、やはり、199トン型の網船を導入して、船団を2隻に縮小しているということでございます。下の表を見ていただくとわかるとおり、これは実証前95から、実証開始後89ということで、漁獲能力は増大していないと認められます。

というわけで、以上ご説明しました2船団は、資料の2ページの取扱方針に照らして、漁獲能力が増大していないと認められることから、試験操業終了後、本許可を行っていくこととしてございます。以前、この場でご説明してきておりますが、この取組は今後とも、透明性ある形で進めて、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していきたいと考えてございます。

以降のページは、これまでの実施状況等についての資料でございますので、後ほど見ていただければと思います。

ご報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願います。

特にご発言がございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則（案）について、事務局から、説明をよろしく願います。

○捕鯨室長 資源管理部国際課捕鯨室長の高屋でございます。よろしく願います。

お手元の資料9-1、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律施行規則（案）の概要について」、ご説明させていただきます。

この規則自体ですが、昨年6月に制定、公布されました「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」、これは、私どもは捕鯨法と呼んでおりますが、捕鯨法の規定に基づき、指定鯨類科学調査法人の指定等の手続を定めるものでございます。要は、

鯨類科学調査を行っていく指定鯨類科学調査法人等を定めるというものでございます。

主な内容ですが、1ページ目の2ポツのところでございますが、鯨類科学調査の実施に関する計画の策定ということで、いわゆる、鯨類科学調査、調査捕鯨の調査計画を定めるに当たっての手續ということで、日本鯨類研究所、水産研究機構、それから大学研究者等の意見を聞いて、きちんと策定するという事。それから(2)のところでございますが、実施団体ということで、2つの法人を想定しております。1つは、指定鯨類科学調査法人ということで、これは日本鯨類研究所を想定しておりますが、これを調査の実施主体として想定するという事。もう一つが、この指定鯨類科学調査法人の協力を得て行う指定鯨類科学調査法人以外が、鯨類科学調査を行う場合の指定法人ということで、これは現在の沿岸域で調査を行っています地域捕鯨推進協会を想定しておりますが、これについての手續というものを定めております。

後半の3条、5条の方で、(3)の部分でございますが、鯨類科学調査の実施状況の報告を行っております。本件に先立ちましては、4月27日から5月26日までパブリックコメントを実施いたしました。これにつきましては約50件ほどコメントがございました。商業捕鯨の再開のために鯨類科学調査、安定的、継続的に実施するために、この施行規則を早期に制定してほしいという意見がかなりの多数を占めております。また、妨害行為についても報告を定めるべきではないかというふうな意見がありました。

報告事項につきましては、先ほどの(3)のところにもございますので、こういった点で対応していくものというふうに考えております。この施行規則(案)の方は、後ほど説明させていただきます基本方針とあわせて、6月中の閣議決定、施行規則につきましても6月中の施行を予定しているところでございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にないようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律第5条第1項の規定に基づく鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針の制定について」、事務局から説明を、よろしくお願ひいたします。

○捕鯨室長 引き続き、高屋の方から説明させていただきます。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律、捕鯨に基づきます基本方針の概要について、説明させていただきます。

この法律、先ほど申し上げたように、6月に制定されたものでございますが、この実施に当たり調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針を定めることとされております。お手元の資料10-1の1ページのところの概要に沿って説明させていただきます。

この法律では、基本的な方針を農林水産大臣が、法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官、

その他、関係行政機関の長と協議して、案を作成し、閣議決定をするというふうなプロセスとなっております。

主な内容について説明させていただきます。

まず、大きく分けまして8つの項目に分かれておりまして、1つ目の項目として、この調査の意義ということで、鯨類の持続的利用の重要性、調査を行うに至った経緯などについて説明しておりまして、具体的には鯨類は他の海洋生物資源と同様に、科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものといったことや、商業捕鯨の早期再開を目指し、商業捕鯨モラトリアムを解除して、適切な捕獲頭数を設定するための科学的情報を収集するため、鯨類科学調査を実施するといった内容を規定しております。

(2)の部分のところで、鯨類科学調査による収集する科学的情報に関する目標を定めておりまして、管理方法等を策定するために必要な科学的情報というものをここでしっかり獲っていくということ。それから、鯨類海洋生態系とのかかわりの解明などを収集していくということを定めております。

(3)といたしまして、以前のICJ判決の趣旨を踏まえつつ、国際法・国内法を遵守すること、国内外の研究機関と協力することを記述しております。

(4)といたしまして、実施体制に関する基本的事項。これは先ほどの、まさに省令の部分になるのですが、調査は農林水産大臣によって調査実施主体としてされた者が行うということ、それから母船式調査、沿岸基地式調査、目視調査等を適切に組み合わせて行うこと、そして、人材の養成・確保、調査母船、目視採集船等の船舶・乗組員の確保等、鯨類科学調査の体制整備に必要な措置を講ずるということを規定しております。

それから5番目といたしまして、妨害行為に関する基本的事項ということでございます。この妨害行為に関しましては、水産庁、内閣府総合海洋政策推進事務局、警察、法務、外務、海上保安庁の関係行政機関が情報共有や、調査実施主体に対する支援を行うということで、具体的に、水産庁の監視船の派遣、それから我が国の妨害行為を行う恐れのある外国人の上陸の拒否等、必要な措置を講ずるということを定めております。

6番目といたしまして、科学的知見に関する基本的事項ということで、きちんと国内外に、その結果、情報を発信するということ。

7番目の事項といたしまして、調査で捕獲した鯨類の副産物は国際捕鯨取締条約に従って実行可能な限り有効利用すること、利用に当たりまして、食文化を有する地域への流通、学校給食等に配慮すること。それから鯨類の加工、販売等を行う事業者に対して、妨害について不安を生じさせることがないように、情報提供等、その他必要な事項を講ずることを定めております。

それから8番目でございますが、これは、いわゆる鯨類科学調査のほかの鯨類の調査、例えば、和歌山県におけるイルカの調査などが想定されておりますが、これに対しての妨害行為に対しても、きちんと対応していくということを定めております。

これに関しましても、同様に、パブリックコメントを行いまして、60件ほどの意見をい

ただいております。おおむね、鯨類科学調査は安定的に実施するために、基本方針を早期に制定すべきというふうなこと、それから、個々の項目についてさらに詳細に記すべきとの意見もありました。その他、副産物流通の改善に関する意見もありましたが、これらは今後の具体的な施策の中に反映させるべきというふうに考えております。

この法令につきましては、先ほど説明させていただきましたように、6月に閣議決定というものを目指して、ただ今、手続を進めております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。コメントというか、要望があるんですけど、これはこれでいいと思うんですけど、調査をちゃんとおやりになるというのは。

もう一つは、国際捕鯨委員会、IWCの方でいろいろお約束をしていることがあると思います。例えば、ツチクジラの資源評価をすとか、そういうこともちゃんと国際的に、委員会でお約束しているので、ちゃんと実行してほしい。大分やっていないんじゃないかということなんですけど。

以上、要望です。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○捕鯨室長 ツチクジラ、もともと、基本的にはIWCの枠の外にいるということで、どこまでがっちりやるかという話はあるんですけど、資源評価の方は、水産研究機構と一緒に資源の評価を行うということ。それから、得られた成果については、IWC、それからナムコといった国際機関でしっかり共有していくように進めていきたいと思います。また、不十分な部分については、今ご指摘がありましたけれども、しっかりタッグを組んで進めたいというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、その他に移りたいと思います。

水産政策の改革について、山口次長からご説明いただけるということで、よろしく願いいたします。

○水産庁次長 次長の山口でございます。

今日の説明については、本来、隣におりました企画課長がする予定でしたが、所用がございまして、退席しましたので、かわりに、私の方から説明させていただきます。

資料の11を御覧ください。

1ページ目、資料11-1というのがございます。まずこれは、今回の改革に至った経緯でございますが、昨年定めました水産基本計画におきましては、その他の欄にありますように、数量管理等についての資源管理の充実等、この施策について関係法律の見直しを含

め、引き続き検討を行うという内容が含まれておりました。これを受けまして、この5月、6月に、それぞれ政府決定、閣議決定が行われた、それぞれの文書の中でも引き続きの検討を行うということが定められております。これらを踏まえまして、今回、検討してきたというところでございます。

さらに、2ページ目を御覧ください。

これは水産基本計画の概要でございますけれども、この中の赤字で書いてあるところが、まさに引き続き検討しなければならない事項として位置づけられているものでございます。今回お示ししますこの水産政策の改革についてと申しますのは、この水産基本計画の中の検討が残されていた部分を中心にまとめたものでございます。

3ページを御覧ください。水産政策の改革についてということでございます。これについては昨年11月に、この水産ワーキング・グループでもご説明いたしましたけれども、水産政策の改革の方向性というものをお示ししまして、それに基づき引き続き検討を進めてきたところでございます。水産関係団体や現場の意見なども伺いながら、また、3月以降は与党の水産関係部会等においてご説明を申し上げ、様々なご意見をいただいて、内容を調整してきたところでございまして、与党については、昨日の部会におきまして了承を得られているところでございます。

具体的な内容のご説明に移りたいと思います。まず1ページ目ということで、4ページ目でございます。4ページ目を御覧ください。

改革の方向性というのが左にございまして、ここにつきましては、先ほど申しました11月に示したものが書いてございます。右側の方が改革の具体的内容ということでございます。このうちの総論でございます。水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させていまして、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して改革を行うということにしております。

この背景としましては、日本の人口減少や漁業者の減少という中で、日本の漁業の潜在力を生かして、成長産業、輸出産業としていくために、今、手を打たなければならないという考え方をしております。

また、なお書きのところがございますように、現在、北朝鮮漁船の操業の問題、また漂着などを契機といたしまして、改めて漁業が持つ国境監視機能が注目されていると思っております。これからも沖で漁船が操業し、また、各浜で漁村が存続していくためにも改革を進める必要があると考えております。

続きまして、1番のところでございます。新たな資源管理システムの構築というところでは、漁業の基礎であります水産資源の維持・回復して、その適切な管理を行うために、国際的に見て遜色のない科学的・効果的な資源評価、資源管理方法とする観点からの見直しを行いたいと思っております。

また、関係国と共通に利用する水産資源が多い我が国漁業の実情を踏まえまして、国際的な枠組みを通じた管理を徹底していきたいと思っております。



そのうち①でございます。資源評価対象魚種は、現在、50魚種程度でございますが、今後は、原則として有用資源全体をカバーすべく拡大することを目指していきたくと思っております。「また」以下のところがございますように、資源調査の手法につきましても、調査船調査はもとより、人工衛星を使ったり、また、漁業者の操業時の情報の活用も含め、抜本的な拡充を図っていきたくと思っております。

②でございます。資源管理目標等の導入については、国際的なスタンダードでありますMSYの概念をベースとする方式に変更いたしまして、また、そのMSYも最新の科学的知見に基づいて設定することとしたいと考えております。また、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化いたしまして、この指針において、順次、資源管理目標を設定して、資源の維持・回復を目指したいと思っております。

2ページ目でございます。③のところでございます。TAC対象魚種につきましては、順次、拡大をしていきたくということで、早期に漁獲量ベースで8割を対象に取り込むことを考えております。

④でございます。漁業許可の対象漁業については、このTAC対象魚種について準備の整ったものから、順次、個別割当IQの導入を図っていきたくと思っております。そういったことで、具体的には大臣管理漁業等が中心となりますので、それらの中で順次導入を図っていくという考え方でございます。

飛びまして、⑦でございます。TAC対象魚種につきましては、水揚げ後の速やかな漁獲報告を求めまして、これを実行ならしめるためにも、ICT等を最大限活用していきたくというふうと考えております。

⑨でございます。海区漁業調整委員会については、適切な資源管理や沿岸水域の有効利用を図るために、浜の漁業者の意見を代表する組織として、より柔軟な委員構成とすることができるとしたいと思っております。また、選出方法の見直しもあわせて行いたいと考えております。

⑩でございます。資源管理措置の導入に伴い、影響を受ける漁業者に対しましては影響を緩和するために、減船、休漁などの支援を行いたいと考えております。これにより、新たな資源管理措置への移行を円滑にするとともに、⑪にございますように、この機会に、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定対策の機能強化も図り、法制化を図りたいと思っております。

次のページでございます。

栽培漁業につきましては、種苗生産・放流等により、資源造成効果が期待できるところでございますが、資源評価を行うことにより効果を見極めて実施していく必要があると考えております。そういった観点で、この広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で実施する取組を促進するというのが②のところを書いてございます。

続きまして、4ページでございます。

水産物の流通構造の改革でございます。①でございます。水産物流通については、マー

ケットインの発想に基づきまして、生産・流通確保の連携等により流通構造の改革を進めていきたいと思っております。この中にも書いてございますように、ICTを活用して、生産から商品までをつなぐことにより、流通の生産性や付加価値を向上させていきたいと思っております。また、②につきまして、産地市場の統合、これは漁港整備等も連携して実施していきたいと思っております。また、生産者が消費地に流通拠点を確保して、販売していくということも進めていきたいと思っております。

③でございます。このIUU漁業対策という点、また、輸出を推進するという輸出対策の観点、さらには、漁獲物の付加価値向上など、そういった観点からまずトレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進めていきたいというふうに考えており、将来的なトレーサビリティの取組も推進していきたいと思っております。

④でございます。漁業生産コストを下げるための資材供給、これについての調査等も行ってまいりたいと思っております。

5ページに移ります。

3番、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しというところでございます。適切な資源管理システムを導入することと関連いたしまして、この生産性の向上や国際競争力強化を図るべく、この漁業許可、沖合・遠洋漁業の許可制度を見直していきたいと思っております。①でございます。大臣許可、知事許可漁業がそれぞれ、現在、2種類ずつ、2区分ずつございまして、合計4区分となっておりますのを、大臣許可、知事許可、それぞれ1区分ずつの2区分にしたいと思っております。

②でございますが、IQ導入に伴う数量管理、これができた漁業につきましては、トン数制限など、漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する考えでございます。他方、IQだけではカバーできない規制であります操業区域や体長制限等、こういったものについては今後も必要に応じて活用していきたいと考えております。

③、⑤、⑦に書いてございますように、漁業許可を受けた者については、資源管理や漁獲報告を義務付け、その迅速、正確な報告を求めるための電子化を進めていきます。また、資源管理を適切に行わない場合には、改善勧告や許可の取消し等を行っていくということでございます。

続いて、6ページでございます。

4番の養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しについてということでございます。まず前提としましては、沿岸の限られた水域につきましては、資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために、漁業権制度が果たしてきた機能は極めて重要だと認識しておりまして、これを評価した上で漁業の多様化している状況にあわせて、維持すべきものは維持し、見直すべきは見直すという考え方で対応したところでございます。まず、この資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後も漁業権制度については維持するということが、この①のところに書いてございます。

その際ということで、②でございますけれども、養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に

行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化していくとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図るということにしております。

③でございますが、これに加えまして、これは漁業権の管理とは別の話になりますけれども、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設したいと思っております。具体的内容は後から出てまいります。

(2)でございますが、この漁場計画の策定プロセスの透明化を図っていくということでございます。従来のプロセスと近いところがございますが、関係者の意見を聞く部分につきましても法制度をしていきたいというふうに考えております。

また、④のところがございますように、新規参入希望者を始めまして、関係者の要望を幅広く聴取した検討結果を公表するというところで、そういうプロセスの透明化をさらに高めたいと考えております。

(3)でございます。漁業権の内容の明確化等ということでございます。①でございます。先ほど申しましたように、漁業権の制度は維持ということで、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とするものでございます。②でございますが、定置漁業権、区画漁業権については従来と同様に、個別の漁業者に付与することにしたいと思っております。この中で区画漁業権のうち、養殖に係る者として多数の方々の方が養殖をする場合、特定区画漁業権ということで、漁協が管理をする。それで漁協に免許を与えるというものがございます。これは、この多くの漁業者の間の調整を漁協に実施していただくという趣旨で、漁協が優先することになっておりますので、それを正面から位置づけまして、多数の個別漁業者がその団体である漁協に付与することを要望する場合に、漁協に付与するという仕組みにしたいと思っております。

(3)、次のページ、③でございます。共同漁業権につきましては、これは引き続き、漁協に付与するというようにしております。

⑤でございます。団体漁業権につきましては、そのメンバーである組合の内部調整のための行使規則をつくるというところは従来どおりでございます。

⑧でございます。都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止いたしますが、都道府県が付与する際の考慮事項として、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、これを優先することを法律で定めたいと思っております。これによりまして、既存漁業者の不安を解消して、また、長期的な経営判断に基づく投資を促すことができると考えているところでございます。

(3)の⑨でございます。また、漁業権者は、適切な資源管理や沿岸漁場の有効活用のための役割は重要でございますので、その果たすべき役割を明確にして、この資源管理状況や生産データ等について県に報告してもらおうという形をとりたいと思っておりますが、この中にも書いてございますように、水域を適切かつ有効に活用していない場合には改善指導をまず行い、さらに勧告をし、それにも従っていただけないような場合には、漁業権の取消しということになるというふうに考えております。

(4)でございます。漁業権の管理とは別に、赤潮の監視を始め、現在、漁協が中心的な役割を担っている良好な漁場環境を維持するためのいろいろな活動、沿岸漁場の管理という活動をやっておりますが、これは必ずしも組合員だけでなく、員外の非組合員の漁業者にも受益する活動であります。これらは本来的には県の責務と考えられますので、これを明確にした上で、都道府県が漁協等に業務を委ねることができる仕組みを創設したいと考えております。あわせて、この業務の内容や、非組合員からの費用徴収等のルールを明確にしまして、透明性の高い形で安定的、継続的に業務実施ができるようにしたいと思っております。

次に、8ページでございます。

(5) 養殖業発展のための環境整備についてでございます。この養殖業については、国内外の需要を見据えて、戦略的養殖品目を定めまして、生産、販売、輸出を戦略的に進めていきたいと思っております。優良種苗や低コスト飼料等の技術開発等も推進したいと思っております。養殖業に関する漁港の有効活用や沖合に大規模養殖場を展開するための実証試験等も進めていきたいと考えております。

5でございます。水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直しでございます。

漁協につきましては、これまでこの漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、今申しましたような水産政策の改革の方向性に合わせて見直しを行っていききたいと考えております。

(1) のところでございます。さきに述べました沿岸漁場管理業務が、漁協ができるようなこと、また、費用徴収の透明性を高めるようなことを(1)については書いてございます。その中で⑤がございしますが、全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理等の業務の適正化を図るための事業を行うことができるようにいたしまして、漁協系統を全体として業務の適正化が進められるようにしたいと考えております。

9ページでございます。(2)でございますが、①と②のところ、漁業者の所得向上に向けまして、漁協が役割を果たすことを法律に明記したいと思っておりますし、漁獲物の販売が漁協の中心的事業でございますので、その強化に資する人材の登用を促していきたいと考えております。

③でございますが、信用事業につきましては、そのほとんどが県段階の信漁連等が漁協では実施している状況でございます。これらに対する監査については信用事業の健全性確保の観点から、公認会計士監査を導入することとしております。これは過度な負担とならないよう、注意深く進めていく必要があると考えているところでございます。

9ページ目の一番下の6でございます。漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮というようなことでございます。こういったことも、これからの漁業・漁村の維持、また、発展のためにも重要でございますので、こういったこともまとめております。

以上、ご説明しました内容につきましては、今日は皆様方のご意見を伺うという機会

ございますので、伺わせていただき、また、今後、政府の方針として位置づけられるよう調整を進めてまいる考えでございます。さらに、今後、この改革の内容については、これに即して法制化を進めていくということで考えておりますが、漁業者の不安や懸念を払拭できるよう、丁寧に説明しながら、また、いろいろなご意見を伺いながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

今回の改革で漁業はよくなったということが実感できるようなものとすべく、取り組んでまいる所存でございますので、委員の皆様からの前向きなご意見、ご協力がいただけますよう、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

管理部会ということで、資源管理の質問をしようかと思えます。

まず1つは、I Q関係だけ質問しますけれども、I Qと今までやってきたとも補償とはどういう関係になるのかということです。譲渡がある場合ということなのですが。

それから、底引きのようにマルチスピーシーズになると、魚種別に割当てられると、一番その割当ての少ないというか、厳しい魚種にあわせてしか操業ができなくなる可能性があるわけですね。そういうことをどう考えるのかということです。

それから、あともう一つだけあるんですけど、クロマグロの例を見ればわかるように、I Qは権利化してあげないと逆効果になっちゃうわけですね。クロマグロは、今、沿岸でどういうことが起こっているかということ、一旦割当てられました。とれると思っていました。ところが、どこかの誰かが超過したことで、自分のとり分が減ることになる。そう思った途端、漁業者はどのような行動に出るかということ、ほかの誰かにとられる前に割当てを消化してしまえということで、漁期が、操業期間がどんどん短くなっているわけですね。本来I Qは逆のことを考えているわけです。数量が固定されているので、漁獲ブロックが減って利益を上げる。こういう論理を目指してI Qを導入するのに、権利化されていないので、奪われる。つまり、先どりに拍車をかけている状態に、今、沿岸でなっているわけですね。ということなので、I Qを導入するのであれば、安心してとれるように、先ほど漁業権で投資を、安心して長く続けられるようにという話がありましたけど、そうでないと意味がないんですよ。逆になっちゃう。ということで、コメントさせていただきました。

質問は、最初のとも補償との関係と、マルチスピーシーズの場合どうするかという、この2点。

○山川分科会長 お答えは、中管理課長でよろしいでしょうか。

○管理課長 実は、とも補償の関係はちょっと置いておきまして、そのマルチスピーシー

ズ、底引き等でたくさんの魚の種類を一遍に獲る。魚種選択制が低いような場合に、I Qというのはどうやっていくんだという話だと思います。その辺のところは、確かに問題点としては認識しております、ただ、我々、進めていくにも一步一步、やれるところからやっていくという意味で、そこは魚種については慎重に選択してやっていく中で、一つの漁業種類でたくさんのものを獲るようなものについてどう対応していくのかということも経験値を積み上げていくというふうになろうかと思えます。

○漁業調整課長　とも補償というのはいま一つぴんと来ないんですけど、ここで書いてあるのは、船の許可が、移動するときにはそのI Qも一緒にくっついて動くということで、減船のときの話をされているわけですか。

ですから、その許可を譲り受けて、その2隻を1隻にすれば、もともとのI Qはそっちに引き継がれるというような形ですので、おっしゃっていた意味でいえば似たような形…

○田中委員　同じようなことですか。

○漁場資源課長　はい。

○山川分科会長　ほかにございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員　北海道機船の柳川です。

ここにうたわれている資源管理は当然なんでしょうけれども、資源管理のもととなる、去年もあったんですが、研究サイドの制度の問題が一番大きくて、今日のお話を聞いていると、TACより、今のABCをもう少しきつ目にして、単純に読ませていただくと、今のABCよりはMSYという議論を入れて、少しきつ目になるんじゃないか。単純にですけど、なるんじゃないかという方向が今示されたのかなというのが一つあって、当然それに伴ってTACがどんどん増えていくということになると、獲る魚がどんどん小さくなっていく。

資源管理のために仕方がないというのは当然あるんですが、というような感じがまずして、そこの中でまた、先ほど田中さんがおっしゃっていましたが、I Qになると、沖底の場合は、いろんな魚が入ると一魚種が、外国で操業したことがある皆さんは経験ですけども、その魚種がとれなくなると、枠がなくなると、それ以上の魚がとれなくなるということが起きるんですね、实际的に。

それと、I Qだからといって、単純にいうとスケトウダラなんかはそうなんですけど、抱卵の魚がどこでもとれるというわけでもなくて、例えば道東の皆さんはそんなに、どこに行っても、抱卵の魚、おかに入ればとれますけど。付加価値が高い魚をとろうと思っても、許可上で制限されて、それがTACで抑えられるというか、自由にとれるような状況ではないというのがあって、そういう中でI Qを突っ込んでいくと、本当に成長産業になるのかなというところが、非常に疑問があるんです。

だから、猫もしゃくしもというところじゃないんですけども、そういうことがあると

いうこともあって、あとIQなんですけれども、その融通ができるのか、できないのか。今、北海道の沖底は地区別に枠を決めて、その中で、地区でいろいろ工夫をしながら操業しています。だからそれが、明日もう俺の船は出られないという状況になると、またそれなりの問題が出てくるので。獲る魚は基本的に一緒ですから。

なおかつ、もう一つ言いたいのは、地元の加工屋さんが、船が勝手に、今日は俺はもう出たくないから休むとなったときに、加工屋さんは、おばさんたちを雇って待っているときに、俺はもうIQがどうのこうのということで、加工屋さんも動かなくなると、日本の水産業もおかしくなっちゃうんじゃないかなという気が。単純に読んでみると、そういう方向を考えていらっしゃるのか。それとも、本当に成長産業と考えるんだったら、もうちょっと考え方があるのかなという気が、単純にはするので。

以上です。

○山川分科会長 IQ等に関しまして、何かコメント、ございますでしょうか。

山口次長、よろしく申し上げます。

○水産庁次長 全体の話は私が言って、あと、個別の話は担当課長にお願いしますが。

このIQ制度というものを導入しようという話は、ここは確かにこれまでもいろいろな議論があったものだと思っています。ただ、このクロマグロをやってみて、さっき田中先生からお話もありましたように、資源管理を、要するに、人よりも先にとりたいとか、先にとらないと損だという意識を持ったまま資源管理をやっていただくというのは、これからの時代、なかなか難しいだろうというふうに思います。そうすると、自分でとれる量というのがこれだけだということ割当てていくということの方が、これは世界の潮流から見ても、資源管理として成功する確率はそっちの方が高いだろうというふうに思っているわけでございます。

MSYになって、獲る量だとか厳しくなるのかどうかというのは、これはまた後で説明してもらいますが、そういう、どの魚を狙っていくとか、いつの時期に狙っていくかというのも、確かに置かれている漁場の条件によって、全部どこでもとれるというわけではないですから、考えなきゃいけないところは当然あるかと思えます。あと、加工屋さんとの話をされておりましたように、今の操業形態を前提に、例えば加工屋さんも、いつでも来るだろうということで待ち構えるのがいいのか。あとはもう、ちょっと言葉は、できるかどうかわかりませんが、交代操業みたいな形で出ていくような形をとられて、それで加工も、一遍に水揚げが来て、それにあわせて装備、加工施設をつくったりすると過剰装備になっちゃいますので、それらを考えれば、サプライチェーン全体の流れも、このIQを前提にまた考えていくということが出来るんじゃないかと思えます。

ノルウェーなんかの例を見ると、きちんと水揚げから加工場までの流れというのを考えております。あれをつくるのに確かに何年もかかっているのは確かでありまして、日本が早々やれるわけでもないんですけれども、やはり、新しいIQ制度の導入に合わせて、そういった流通確保の体制も考えていった方がいいかと思えます。

あと、融通の話につきましては、これも紙には書いておりますけれども、年度内に限って、2ページの⑤のところなんですけれども、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できるということはやりたいと思っております。

補足があれば。

○山川分科会長 中管理課長、お願いします。

○管理課長 各論的で、地区別で枠を設けたりとかしてやっているときに、IQと違って、なかなかどう、そういう地区別に枠を分けていった工夫みたいなものが、IQみたいな、一遍に全て決めてしまうようなもので、オーバーライドされてしまうのかというふうな話だと思いますが、そういったところというのは、まさにその現実の現場での知恵みたいなものをどうやって生かしていくのかというのを見ながらやるべき話だと思いますので、十把ひとからげで全部というのではなく、我々は、やれるところからやっていく。ただ、やっぱりIQをすることによって、よりきめ細かく、自分たちのとれる枠というのは決まるわけで、先ほど田中先生からご指摘がありましたけれども、クロマグロでやっている、わかったですね。先にとった者が得をするというか、早どりが結局得なんじゃないかというふうな部分というのも、そうならないように、きちんと考慮した上で、IQはそもそもそういうものはずなんですけれども、前提にした上で、そういった地元というか、地域で行われている知恵みたいなものをきちんと生かしながらやっていくべきだと、我々も考えておりますので、そこは本当に実際に適用するというか、そういうものを検討する際に、皆さんの、みんなの知恵というものをしっかり吸収しながらやっていかなきゃならないというふうに考えております。

○漁場資源課長 まず研究、資源評価の精度を上げるという点は、そのとおりだと思っておりますので、調査の精度を上げることもありますし、あと、資源評価の手法の開発といいますか、改善とか、そういうこともやっていきたいと思っております。

その上で、MSYを目指す資源管理をすると、規制が厳しくなるのではないかというふうなことを、何人かの方からありまして、それはそうではないということをご説明をしたいと思うんですけれども、MSY、ご存じのとおり、最大持続可能な生産量ですので、今がMSYレベルよりも資源のレベルが低いとすれば、MSYを目指すことによって、そういう資源量を達成した場合には、今よりもたくさんとれるようになるということですので、それをもって成長産業化につなげたいということですので、何も資源管理を厳しくするためにMSYを目指せと言っているわけではありません。その資源管理をどうするかという考え方は様々ありますし、管理をどんどん厳しくすべきだと考えておられる方もあるかもしれませんが、こと、MSYを目指すという意味合いは、今よりも資源を豊かにしたいということであって、漁業の管理や資源の管理を今よりも厳しくすることを目的にそういう話をしているわけではないということ、まずご理解いただきたいというふうに思っております。



ただ、今よりも高いレベルを目指さなければ、言ってみれば、今、資源状態が余りよくないものについては、MSYレベルに資源を維持するために、今設定されているTAC、ABCよりも厳しい管理をしなければならないという期間が、今後続くようなものも出てくるだろうということで、その間、どういうふうに支援をしていくのかというふうなことは、別途考えなければいけないと思っておりますけれども、それがまたMSYレベルに本当に資源量が達して、豊かになった場合には今よりもたくさんとれるようになって、かつ、ゆとりのある操業ができるようになるというふうに思っております。

その目指すレベルはどのぐらいになるのかという議論を、これからしていかなければいけないと思っておりますし、あと、今のやり方というのが、今年、資源評価をして来年のTACを決めましょうということを毎年毎年やっていて、次の年のTACがいくらになるかということがわからないということです。このやり方もMSYというものを目指すという一つの目標が、ある程度の期間、例えば5年とか10年とか先を目指して、このレベルを目指しますよ。あるいは、これを維持しますよという目標というのが立てられると、もう少し先の見通しができて、いわゆる、投資が促進されたりというふうないいことも出てくるのではないかとこのように考えているところです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

山内委員。

○山内委員 ありがとうございます。

今も議論になっております、世界的に成功している資源管理の事例を見ますと、決して数量規制をしているからとか、MSYをベースに管理しているからうまくいっているというわけでは、私はないと思っています。今の一覧表の資料11-2の8番に議論は集中しているんですが、やはり、昨今見ていて思うのは、この7番をどれだけ丁寧に進めていって、8をやるのかというところにかかっているんだと思います。そういう意味では、資源管理の方向性を、関係者とともに議論をしながらつくって、その上で目標管理基準値や、限界管理基準値、これ、テクニカルタームではありますけれども、先ほどおっしゃっていた、どこを目指すのかということ、皆さんで合意した上で、ステークホルダーを含めて合意した上で設定していく。それを達成するためには、どういう資源管理、どういう数量規制が必要なのかというところに落としていくという、丁寧な方向性というのを、また、ワイルドな方式というのを、ぜひ、とっていただきたいと思います。

というのは、きのう、今日と横浜の方で、まさにクロマグロの資源管理の今後を話し合う会議が行われておりまして、私もそちらに出ておりましたけれども、せっかく日本で行われていて、これだけ注目されているのに、日本のステークホルダーが余りにいないことに、正直、非常に残念に思いました。

難しいところはたくさん、確かにあるんですけれども、一方でそういった議論に参加できるように、関係者各位、特に漁業生産現場の皆さんをどういうふうに呼べるかというところのキャパシタビリティも含めて、この7番の部分というのを、ぜひ、丁寧にやっ

ていただくことが成功の前提条件なんだろうというふうに思っております。

そういった意味では、管理基準値、特に、今回、TACの議論でもされておりますBlimitというのが、いわゆる国際的に認知されている限界管理基準値と同じものではないというふうには理解しているんですが、本来、国際的な管理のときに限界管理基準値というところを、そこを下回ると、もう再生産が厳しくなるので禁漁であったり、かなり厳しい措置を取らなきゃいけない。国内の場合にはBlimitという言葉が使われているときには、そこを過ぎたら資源回復計画をとった方がいいよというような、どちらかというと国際的にはトリガーポイントみたいな場所だと思うんですね。そういった意味でも、単語一つ一つの定義づけであったり、理解というのを広くぜひ呼びかけていって、この方向性で進めていただければいいのではないのかなと思っています。

○山川分科会長 何かコメント、ございますでしょうか。

○漁場資源課長 ありがとうございます。丁寧に議論をして、目標管理基準値の設定をしていくということは、全くそのとおりでというふうに思っております。今、そのプロセスをどういうふうにして、これは外国の事例なども研究しながら、プロセスをどうしていくのかというふうなことを検討をしているところです。Blimitというお話も本当にそのとおりでして、Blimitという言葉を使ってしまうと、これを下回るとみんな禁漁って思うよねというふうなお話も、今、関係者の間でしているところなんですけれども、そうではなくて、より厳しい措置をとらなければいけないポイントとして、今使っているBlimitという言葉の意味に近いような概念、そういうものとして、限界管理基準値というものを設定することがいいのではないかなというふうなことで、今、研究者とも議論をしているところです。

また、このあたりは、関係者の皆さんと何回か議論をして、オーソライズしていくというような、そういうプロセスで最終的には決めていくことになると思いますので、引き続きご助言をいただきたいと思います。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 東村でございます。

既に出てしまったご意見等もあるかと思うんですが、私の方で、IQについて、コメントさせていただきたいと思います。

今日の資料7でもありましたように、日本のTACで、上限を意識するようなことというのは余りなかったと思います。クロマグロになって初めて上限を意識するような状況に陥っているということだと思いますが、ただ、それが今まで上限を意識しなかった理由の一つに、先ほどズワイガニのA海域に関して、船本委員がおっしゃったように、かなり自主規制というのが評価されるべきだと考えてはいます。

その上でIQというのは、かなり資源管理の手法として扱われていることが非常に多いと思いますけれども、この上限を縛るということは、やはり、経営問題に踏み込む部分があるというふうに私は考えております。TAC等でも、許可等でも経営問題には全く無関

係ではなかったんですけれども、より一層踏み込む。I Qというのは非常に安定して、いつでも同じような漁獲物が、ある程度の期間とれるということの想定のもとで、教科書的には、漁獲量がふえれば値段が下がる、漁獲量が減れば、値段が上がるというようなもので考えられているんですけど、そんな感じで、割と教科書的に動くものでもなくて、価格というのは、例えば国際的な物流だったり、I U U漁船の取締りが厳しくなったりという、全然離れたところからも効いてきます。そういうことをより意識して、その上でのI Qという取り扱いをお願いしたいことと、もう1点、I Qの設定に関して、2ページの④に「これまでの実績等」と書いてありますが、この「等」の方が非常に重要になってくるかと思えます。先ほど、クロマグロのところでも述べさせていただいたように、大きい枠の人は実績も大きくなりますし、小さい枠の人は実績は小さいということで、このあたり、例えば世代交代して、能力が高くなった人にはそれなりにうまく、そこは十分配慮して、不公平感のないものにしていただく。その上では、業界団体の果たす役割もかなり大きいと思えますので、そのあたり、これまでの業界団体の実績、漁業者さんの自主規制の実績も勘案の上で取り組んでいただきたいということで、コメントさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○山川分科会長 ご意見として承ったということによろしいでしょうか。

では、山下委員、よろしく申し上げます。

○山下特別委員 石川県の中型いかの山下です。

水産庁の政策になるかもしれませんが、北朝鮮の違法操業の問題。石川県の底引き網漁船が2隻、5月20日に解禁で、甘えびを獲っていたんですね。そのときに船長が、レーダーで船がいませんと言っていましたので、それは安心したんですけど、5月28日に、石川県の参議院の山田修路先生から電話がありまして、「船が出ているんだよね」って言われたんですね。それで船が出てきて、追い払っていますと、海上保安庁の巡視船と水産庁の監視船。それで私たちは、6月3日に出港するんですよ。それで、何隻出てきて追い払ったか。その辺、詳しく説明して、それが一番安心するんですよ。それをお願いできますか。

○山川分科会長 監視につきまして。

○管理課長 既に5月初めから水産庁の取締船、そもそも大和碓周辺には少なくとも1隻は出しているわけなんですけれども、もう5月初めから集中的に出しています。その後、海保の方もさらに出していただきまして、おっしゃるとおり、今月末からぼつぼつと出始めております。北朝鮮の船が。ただ、我々、それを集中的に排除するということで、今のところは、きちんと成功しているところなんですけれども。

実際に、何隻出てという部分につきましては、そこはこれから、いか釣りの皆さん、6月3日大安に、出港するというふうな話も聞いておりますので、皆さん、どこに行くのかみたいなものも含めて、コミュニケーションを直接とらせていただいて、ご説明させていただければというふうに思っておりますので、ここはみっちり、これから濃密に情報交

換をさせていただければというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

船本委員。

○船本特別委員 鳥取沖合底曳網の船本です。

先ほど、北海道の柳川さんからもお話があったように、地区別TACですので、IQのグループ化したものだと考えればそうなんですけれども。

それから、東村先生からお話があったんですけれども、IQの設定の問題ですよ。実績も踏まえてということも書いてあったやに思ったんですけれども、やっぱり、我々、自主規制も含めて、規制をズワイガニでやっているあれからしますと、TACの中の話でもあったのは、これは保留枠の配分の話の中であつたんですけれども、自主規制をちゃんと、きちんとやっているところには少なく、何で、余計とったところに、余計配分になるんだ。不合理なんじゃないかというようなTACの会議の中でもありました。これを県別の目標にしておりますので、その配分の中であつた話です。

それから、先ほど東村先生の話の中であつた、引き継ぎの新しい能力のような船長になって、大きく漁獲が上がったとか、逆に、引き継ぎの場合、底引きの場合、落ちる場合もありまして、引き継ぎの実績がそのまま実績として捉えられると少なくなる。IQの目標枠が。というような個別の事情もあるので、そこら辺はよく、北海道の柳川さんもおっしゃいましたけれども、言葉としては同じようなことかもしれないんですけれども、地区によってすごい量のやり方とか、ご存じでしょうけれども、漁業の形態とか、やり方で随分差があつて、漁師の意識も随分変わると思うので、ここら辺は地区別にもきめ細かいヒアリングなり、意見の聴取をしてもらって、目標を定める上では十分な配慮をいただいた上で、科学的な見地に基づいて、設定だといえれば仕方がないのかもしれないけれども、現場、現場で随分違う話ですので、そこら辺はご配慮いただいて、現場の漁師、地区の漁師とお話を聞いていただいた中で進めていただくように、ぜひ、お願いしたいというのが希望です。

○山川分科会長 どうも、ありがとうございます。ご意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

嘉山委員、よろしく申し上げます。

○嘉山委員 今年も同じ時期だったんですけど、アニサキスが猛威を振るっているようで、今年はカツオで振るっているようなんですね。自分はカツオをいつも扱っているんですけど、去年、例年に比べて200円ほど単価が安いような気がしていて、その辺に関して、水産庁側が、厚生労働省側に対して食中毒の、いろいろ、ほかの食中毒に比べてアニサキスは、1件出れば、1件の患者しか出ないので、そんなにふえはしないと思うので、その辺の区分けとか、要望できればと思うんですけど、食中毒の中でランクづけみたいな感じで、流行性じゃないですかね、二次感染とかもないと思うんで。

○山川分科会長 アニサキスにつきまして、どなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

山口次長、よろしく願いいたします。

○水産庁次長 今日は担当が来ておりませんので、雑駁な話で申しわけございませんが、アニサキスのお話につきましては、昨年、有名人のSNSに載ったということもあって、テレビに取り上げられましたので、今年の水産白書の中で、正しい知識を持ってもらえれば、そんなに怖いものではないという趣旨の記事を書かせていただいております。それと、今申されたような食中毒の扱いについては、おっしゃったように、厚生労働省の方で、基準といいますか、決めておりますので、これの扱いをどうするかについて、これは各方面からもそういった要望、疑問が出てきておりまして、厚生労働省の方にそういったことは申し入れをしております。厚生労働省でどう考えるかというところで、今、それを我々も見守っているというところでございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに。

柳内委員。

○柳内委員 ちょっと事務局な質問なんですけど、今日の会議資料のこのPDFというのは、何らか、我々は入手できるのでしょうか。

○管理課長 ホームページにあります。

○柳内委員 ホームページに出ているんですか。わかりました。それはダウンロードできるということですね。ありがとうございます。

○山川分科会長 ホームページからダウンロードできるということですので、よろしく、お願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ次回会合の日程について、事務局からご案内、よろしく願いいたします。

○管理課長 皆様、お疲れさまでございます。

次回の資源管理分科会ですが、7月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することになる場合には、できる限り早期に連絡させていただきたいと思っております。

日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

本日は長時間にわたりご議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。